## ○ 総務省令第 号

電波法施行規則等に関する規則の一部を改正する省令を炊のように定める。十八条、第三十九条第一項、第六十二条及び第三章の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十五号、第三十三条、第三十四条、第三十七条、第三

令柜 年 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

(電波法施行規則の一部改正)

いないものは、これを加える。に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

<b>数 日 後</b>		改	
(具備すべき電波等)	(具備すべき電波等)		
第十二条 デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、汝の表	無十11条 [回刊]		
に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。			
[帐卷]	[帐匠斗]		
[四	[0 區刊]		
の <u> </u>	第一項の船舶局で狭帯域直接印	『刷電信装置により通信を行	うものは、同項の規定によるに
	か、当該船舶局の区別に従い、次	の表に掲げる電波を送り、及	び受けることができるものでか
	ければならない。		
	√17.11 O 1.4.77	具備を	べき電波
	能 発展 の 区 別	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数
	一、六〇六・五泚を超え三、九〇	F一日電波二、一七四・五	F一日電波二、一七四・五点
	○咄以下の周波教帯の電波を送信	<b>  版及び総合通信局長が指示</b>	及び総合通信局長が指示する
	に使用するもの	する周波数	周波数
	四㎞を超え二六・一七五㎜以下の	F一日電波四、一七七・五	F一日電波四、一七七・五
	周波数帯の電波を送信に使用する	祝、大、二大八哥、八、三	锅、大、二大木锅、大、三
	₩6	カ代・H 哥、   11、H110	カベ・坩茘、 111、坩11〇部
		<b>蝦及び一大、大九五脚並び</b>	及び一大、大九五畑並びに総
		に総合通信局長が指示する	合通信局長が指示する周波数
		周波数	
[4~ c g a]	[4~5] [4]		
(義務船舶局の無線設備の機器)	(義務船舶局の無線設備の機器)		
第二十八条 法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備	(-(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船			
体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるもの			
については、この限りでない。	54 .4 43		
	[1・11 區斗]		
□ 送信設備及び受信設備の機器三□ 女一海域、女二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあっては、次の機器三 女一海域、女二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあっては、次の機器	[11] [24]		
「① 略」 □ 党権副権のと受信制制制を表現			
<ul><li>田短波帯の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限して、断」</li></ul>		8 A DEL . 11 11 / 1 11 H 8 11 / C	
る。)の機器 一台 は 外帯する 実験 音像 (ランタル 選邦 四日 装置 反の 共 物 電話 はって (1) 日 労 が 書 の 年 移 記 作 か 日 自 た も の は 関			NRFITHE、映泉直舌とがたい周波数帯をいう。以下この条i
(人) 2 存品 一元		理言(国祭式)毎と送事 ノは、台回じ。)の無線設備(デジタル選	船の義務船舶局の場合にあっ <i> </i>  発明は表別が無過択呼出装置、無線電話及び狭世
			<u>。)が</u> 可能なものに限る。)のi 角の享発舟舟馬の場合におうi
	ま 一句	クで 角浴 膏 音 むっこう 近付 To マジ	、 ) スロ 値が 多く か でん ) (2)
→ インマルサット船舶地球局のインマルサットU型又は第十二条第六項第二号に規定する。	[權戮]		
し、こうついて、 基本主ますの ここ ノザミ (手言)が含ってころうて工を与ってする方で、	F-8米 (Incl.)		

る船舶地球局のうち一、六二一・三五曲から一、六二六・五曲までの周波数の電波を使用 する無線設備 一台

⇒ かの名の竅踞

[正~回 盤]

副 中国技帯のデジタル選択平出専用受信機 一台

「角・玉 路」

圏を超えて航行する船舶の場合は第一項第三号の 川の コにて掲げるインマルサツト船舶地球局 のインマルサットU型の代わりに中国波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選 **択平出装置及び無線電話が可能なものに限る。) を備えなければならない。この場合、第一項** 第三号の凹の口に掲げる機器を備えることを要しない。

∞ 前項の場合において、その義務船舶局には、中極波帯及び短波帯のデジタル選択平出専用受 冒機を備えなければならない。ただし、中風皮帯及び風皮帯のデジタル選択坪出専用受冒機を 備える場合は第一項第三号の印の側の機器を備えることを要しない。

[の・3 器]

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第一項第三号の川の一第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定によ 回におけるインマルサツト船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち 一、六二一・三五町から一、六二六・五四までの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条 の五第三項の規定により、インマルサツト船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第 十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、大二一・三五間から一、大二六・五間ま での周波数の電波を使用する無線設備を司条第一頃の予備設備とした場合における当談インマ ルサツト船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五 肌から一、六二六・五皿までの周波数の電波を使用するものとする。

[22 帝]

第二十八条の五 法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げ【第二十八条の五 「同上】 る無線設備の機器とする。

[]•1] 盤]

三、第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあっては、同号の「の」及び三の無線設備及び 中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジ タル選択坪出専用受信機が可能なものに限る。)

[0~~ 器]

[육 [6시]

[①~⑪ 雁刊]

同<br />
中国波帯及び短波帯のデジタル選択平出専用受信機<br />
一台

[闰・宝 匠刊]

[20~0 匝刊]

- <u> | 第一項三号の義務船舶局であつて総務大臣が別に告示するインマルサツト人工衛星局の通信 | ▼ 第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサツト船舶地球</u> **『『カインマルサットの型又は第十二条第六項第二号に規定する鉛油地球両のうちー、六二二・** 三五曲から一、六二六・五曲までの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項 の規定にかかわらず、第一項第三号の川の□及び川の側の機器を備えることを要しない。た だし、インマルサツト鉛钼地球局のインマルサットU型の無線設備を備えるものであって、総 務大臣が別に告示するインマルサツト人工衛星局の通信圏を超えて航行する鉛铂の義務鉛铂局 の場合は、この限りでない。
  - 8 前頃の場合において、その義務船舶局には、第一頃第二号の回の回及び回の回の機器を備 えなければならない。

[6・9 匝刊]

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

り、同条第一項第三号の川の川及び川の町の機器を備えることを要しないこととした場合に おける当談インマルサツト能能地球局又は第十二条第六便第二号に関定する能能地球局のうち 一、大二一・三五岬から一、大二六・五쁴までの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条 の五第三頃の規定により、インマルサツト鉛铂地球局のインマルサットC型の無線設備又は第 十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、大二一・三五曲から一、大二六・五曲ま での周波数の電波を使用する無線設備を司条第一頃の予備設備とした場合における当談インマ ルサツト鉛铂地球局又は第十二条第六項第二号に規定する鉛铂地球局のうち一、六二一・三五 **叫から一、大二大・五叫までの周波数の電波を使用するものとする。** 

[2 [二二]

[|•|| [[ 시]

三 第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあっては、同号の1の無線設備及び同号の4の

四の受信機

[20~~ 區刊]

(義務船舶局等の無線設備の操作) (義務船舶局等の無線設備の操作) 第三十二条の十 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次の 第三十二条の十 「同上」 とおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長 が特に認めるものについては、この限りでない。 | 次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯 | 次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯 及び短波帯の無線設備であって、デジタル選択坪出装置による通信及び無線電話による通信 及び短波帯の無線設備であつて、デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域 が可能なもの 直接印刷電信装置による通信が可能なもの [三~ⓒ 盤] [≘∽© **E**4] [11 盤] [1] [=4]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する

を削る。に改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

改 (電波の使用制限) (電波の使用制限) 第五十八条 「路」 第五十八条 [同刊] [霊ゆ] 及び一六、六九五地の周波数の電波の使用は、狭帯域直接印刷電信装置を使用して連難通信、 緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。 27~0 [魯] 8~~ [旧刊] ( 英用電皮 ) ( 東甲電皮 ) 第七十条の二 海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場 第七十条の二 「同上」 合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、曹難通信 を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当 であるときは、この限りでない。 [] 魯] [] [2] | デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合 F一B電波 [売る] 二、一七四・五胡 、四、一七七・五典、大、二大八典、八、三七大・五 雄 、一二、五二 ○∞又は一大、大九五歩 11~|| || || || || || [21・8 器] [20・8 匝刊] (注意信号) (油膏油中) 第七十三条の二 ▲三日電波二七、五二四冊により次の各号に掲げる通信を行う場合には、昨田|第七十三条の二 ▲三日電波二七、五二四池により次の各号に掲げる通信を行う場合には、昨田 しの前に注意信号を送信することができる。 しの前に注意信号を送信することができる。 [] 魯] [1 厘半] 二 第五十八条第二項第四号に規定する通信 二 第五十八条第三項第四号に規定する通信 [22 器] [2 匝刊] (曹難警報の送信) (曹難警報の送信) 掷九十戌条 [匠刊] [公~4 區刊] [00~4 卷] | 報の周波数に関連する<u>第七十条の一第一両第二中</u>に規定する周波数の電波を使用して、無線電| | 報の周波数に関連する<u>第七十条の一第一回第三中</u>に規定する周波数の電波を使用して、無線電 - 指により、灰に磨げる事頃を順枚送信して当数連羅警報を取り消す旨の通報を行わなければな|- 指により、灰に磨げる事頃を順枚送にして当数連羅警報を取り消す旨の通報を行わなければな らない。 かなく。 []~九 魯] [一~九 厘刊] [6 器] [9 匝긔] ( 連難警報等を受信した海岸局のとるべき措置 ) ( 遭難警報等を受信した毎学局のとるべき措置 ) 第八十一条の三 [略] 第八十一条の三 [同上] 2 衛手局は、前項に規定する場合においては、当該連難警報又は連難警報の中継を受信した同【2 衛手局は、前項に規定する場合においては、当該連難警報又は連難警報の中継を受信した周 

[三心]

(連難警報等を受信した船舶局のとるべき措置)

第八十一条の旧 [器]

[27~6 器]

7.船舶同は、デジタル選択平出装置を使用して送信された連難警報又は連難警報の中継を受信 7.船舶同は、デジタル選択平出装置を使用して送信された連難警報又は連難警報の中継を受信 したときは、当該連難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一 頃第二号に関定する司政数で懐守を行わなければならない。

[霊の]

( 曹羅警報等に対する応答等)

無<十一条の< [器]</p>

2 船舶局は、連難警報又は連難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規 定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の各号に掲げるものを順次送信して行う ものとする。

[の・4 器]

( 連難信号の 前置 )

- 第八十二条の三 遭難している船舶又は航空機の捜索及び数助に関する通信においては、施行規[第八十二条の三 「同上] 則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第 三項、第七十八条第九項(第八十二条第四項において準用する場合を含む。) 及び第八十二条 第一項に規定するものを除き、次に掲げる遺難信号を前置しなければならない。
  - <u> インマルサツト人工衛星局又は一、大ニー・三五郎から一、大ニ大・五郎までの周波数の</u> 電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信 | 太ヤロ太ヤ区 | めず

[1] 魯]

(通信停止の要求)

第八十五条 曹継鉛舶局及び曹難通官を宰領する無線局は、曹離通信を妨害し又は妨害するおそ. れのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は第五十九条 第一項第一号から第三号までに掲げる事頃(以下「各局あて平出事項」という。)の次に「ジ

| 3 | 狭帯域直接印刷電信装置を施設する海岸局は、第一項に規定する場合において、当該遭難警 親又は遭難警報の中継が狭帯域直接印制電信装置の使用を指示しているときは、前頃の規定に かかわらず、これを受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数で 聴守を行わなければならない。この場合において、当該海岸局の無線設備において前項の規定 による聴守を同時に行うことが可能なときは、これを行わなければならない。

(連難警報等を受信した船舶局のとるべき措置)

第八十一条の五 [同上]

[27~6 厘刊]

- したときは、当該連難警報又は連難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一
- 又は遭難警報の中継が狭帯域直接印刷電信装置の使用を指示しているときは、前項の規定にか かわらず、これを受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数で聴 守を行わなければならない。この場合において、当該船舶局の無線設備において前項の規定に よる聴守を同時に行うことが可能なときは、これを行わなければならない。

( 曹羅警路等に対する心を禁)

第八十一条の八 「同上」

2 船舶同は、連難警報又は漕難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した同波数と関連する第七十条の二第一項第三号に規 定する周波数の電波を使用して、無線電話により、炊の各号に掲げるものを順次送信して行う ものとする。

[一~代 區刊]

[60・4 區刊]

( 世難に中の 計画 )

| 狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサツト人工衛星局又は一、大二一・三五嶋から一、 六二六・五曲までの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による 直接印刷電信装置により送信する「MAVDAV」

[1] [2]

(通信停止の要状)

<u>第八十五条</u> 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそ れのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、炊の各号の区別に従い、 それぞれに掲げる方法により行うものとする。

<u>-ロンス メーデー」(又は「通言亭山曹鑵」)を送言して行う方生により行うものとする。</u>

[01・62 器]

(一般通信の再開)

なくなったときは、連難通信を辛領する無線局は、連難通信が行われている電波(第七十条の <u>二第一項第四号に掲げるものに限る。)により、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局</u> にその旨を通知しなければならない。

[一~九 略]

- □ 遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波による。
- り、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。
- □ メールー (区は「鮰羅」) □
- ≥ 谷尾 三回
- ◎ こちらば 一回
- ⇒ 自局の呼出符号又は呼出名称 一回
- 画難通信の終了時刻 一回
- ◎ 連難した船舶又は航空機の名称又は識別 一回
- **『 連羅船舶・連羅船舶地球局若しくは連難自動通報局又は漕離航空機局若しくは漕離航**

空機地球局の識別信号 一回

- ※ シーロンス フィニィ(又は「曹難通信終了」) 一回
- = おようなり | 回

一 狭帯域直接印刷電信装置による場合

第五十八条の八第一号及び第二号に掲げる事頃(通信可能な範囲内にあるすべての無線局 にあてる場合は、「相手局の織別信号」とあるのは、「UO」とする。)の次に「SILE NOE MAYDAY」を送信して行う方法

二 無線電話による場合

坪出事頃又は第五十九条第一頃第一号から第三号までに掲げる事頃(以下「各局あて平出 事項」という。)の炊に「シーロンス メーデー」(又は「通信停止遭難」)を送信して行 う方生

[01・6 匝刊]

(一股通言の再開)

第八十九条 遭難通信が良好に行われるようになつた場合において完全な沈黙を守らせる必要が |第八十九条 遭難通信が良好に行われるようになった場合において完全な沈黙を守らせる必要が なくなったときは、連難通信を宰領する無線局は、漕難通信が行われている電波(第七十条の <u>一第一項第五号に掲げるものに限る。)により、炊の各号に掲げる事項を順次送信して関係の</u> 無像局にその旨を通知しなければならない。

[一~九 同上]

- | | | 連難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波によ り、汝の各号の区別に応じ、それぞれに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通 **致しなければならない。**
- 一 狭帯域直接印刷電信装置による場合
- □ KADKAM □
- ∞ ДЫ 1回
- ④ 自局の識別信号 一回
- 53 曹難通信の終了時刻 一回
- ◎ 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 一回
- っ 曹継鉛铂同、曹継鉛铂地涂同若しくは曹離自動風視同又は曹離抗空後同若しくは曹離抗 空機地球局の識別信号 一回
- © NHUNCH THZH | [
- 二 無線電信による場合
- □ メーデー (区は「剰難」) | □
- 三 本曜 川回
- ≥ いちらば 一回
- ⇒ 自局の平田符号又は平田名称 一回
- 🏻 遭難通信の終了時刻 一回
- □ 曹難した鉛铂又は航空機の名称又は識別 一回
- 連難能能局、遭難能能地除局若しくは遭難自動通報局又は遭難就空機局若しくは遭難就 空機地球局の識別信号 一回

[60 魯]

(デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等) 第九十条の三 「路」

[22 器]

■ 第一頃の規定により緊急通報の告知を行った無線局で、無線電話による場合にあっては、こ <u> 礼に引き続いて、「パンパン」又は「緊急」の三回の区復した緊急信号を前置して緊急通報を</u> 送信するものとする。

[三心]

(デジタル選択呼出接置による安全通報の告知等)

第九十回条の二 [路]

<u> 第一頃の関定により女全通報の告知を行った無線局は、無線電話による場合にあっては、こ 第一頃の関定により女全通報の告知を行った無線局は、これに引き続いて、外に掲げる女全</u> **| れに引き続いて、「セキュリテー又は「警報」の三回の区復した安全信号を前置して安全通報** を送信するものとする。

[歪ん]

(早出し跡の海路化)

第百五十四条の二・無線電話通信においては、第二十条第一項第二字、第二十三条第二項第二字 |第百五十四条の二・無線電話通信においては、第二十条第一項第二字、第二十三条第二項第二字 、第二十九条第二頃第二号、第三十九条第一頃第二号、第百六十七条において準用する第五十 九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第百七十七条第一項において準用する第八 十九条第二項 問 に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

(関定の準用)

第百六十七条 第五十八条第一頃から第四頃まで及び第六頃(電波の使用制限)、第五十九条( 各局あて同報)及び第六十条(特定局あて同報)の規定は、航空移動業務に準用する。 (規定の準用)

第百七十七条 第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、<u>第八十九条第一頃</u>、 第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相 互間において無線電話により行う連難通信及び緊急通信について準用する。この場合において 、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又 は沈黙を守らせる必要がなくなったときは「と、同頃第二号の⑤中「遭難通信の終了時刻」と あるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなった時刻」と、第九十三条第 一項中「法第六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十 七条第二項」と読み替えるものとする。

[0~4 帝]

- ∞ シーロンス フィニィ(又は「劃難通信終了」) 一回
- = おようなら | 回

[윤 교기]

(デジタル選択呼出接置による緊急通報の告知等) 第九十条の三 「同上」

- |3|| 第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、炊に掲げる緊急 信号を前置して緊急連報を送信するものとする。
  - 一 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「PAN PAN」
- ||| 無線電話による場合にあつては、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復
- | 4 | 狭帯域直接印刷電信装置により緊急通報を送信するときは、前頃第一号の緊急信号の炊に自 **同の徳別表示を前置しなければならない。**

(デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等)

第九十四条の二 「同上」

[2 [교시]

- 信号を前置して安全通報を送信するものとする。
- 一、後帯域直接印記電信装置による場合にあっては、「SEUDENTERI
- 二 無線電話による場合にあっては、「セキュリテー又は「警報」の三回の区復
- 局の織別表示を前置しなければならない。

(中田し跡の簡略化)

、第二十九条第二頃第二号、第三十九条第一頃第二号、第百六十七条において準用する第五十 九条第一頃第二号及び第六十条第一頃第三号並びに第百七十七条第一頃において準用する第八 十九条第二項第二号 に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

(規定の準用)

- 第百六十七条 第五十八条第一頃から第五頃まで及び第七頃(電波の使用制限)、第五十九条 各局あて同報)及び第六十条(特定局あて同報)の規定は、航空移動業務に準用する。 (規定の準用)
- 第百七十七条 第七十二条、第七十八条第一頃、第八十一条、第八十五条、<u>第八十九条第二頃</u>、 第九十条、第九十一条第二頃、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相 - 互間において無線電話により行う曹難通信及び緊急通信について準用する。この場合において 、第八十九条第二項中「曹離通信が終了したときは」とあるのは「曹離通信が終了したとき又 - は沈黙を守らせる必要がなくなったときは」と、同項第二号の匂中「曹難通信の終了時刻」と あるのは「曹難通官の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなった時刻」と、第九十三条第 一項中「法第六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の大第二項において準用する法第六十 七条第二項」と読み替えるものとする。

[00~4 區刊]

(無線設備規則の一部改正)

る規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

岁 川 匆	お 旧 温
第三十八条の三 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、汝の各号に掲	第三十八条の三 [同上]
げる設備を同時に六時間以上(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条の規定に基づく命	
今による非常電源を備えるものについては、一時間以上)連続して動作させるための電力を供	
給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務	
船舶局等については、この限りでない。	
[ ] 盎]	[1 區刊]
1 次に掲げる無線設備のいずれかのもの	11 [區円]
<ul><li>イ リ三日電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う</li></ul>	<ul><li>イ 丁三日電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う</li></ul>
船舶局の無線設備であつて、一、大○大・五皿から三、九○○皿までの周波数の電波を使	船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五皿から三、九〇〇皿までの周波数の電波を使
用するもの( <u>施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号</u> の義務船舶局のものに限る。)	用するもの( <u>施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶</u> 局のものに限る。)
ロ 丁三日電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う	ロ 丁三日電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印
船舶局であつて、一、大○大・五吨から二大、一七五㎞までの周波数の電波を使用する無	刷電信装置による通信を行う船舶局であって、一、大○大・五畑から二六、一七五畑まで
線設備(施行規則第二十八条 <u>第七項</u> の義務船舶局のものに限る。)	の周波数の電波を使用する無線設備(施行規則第二十八条 <u>第一項第三号</u> の義務船舶局のも
	のに限る。)
[〈 鋆]	[〈 區出]
[11]	[비 區시]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(無線機器型式検定規則の一部改正)

に定める。第四条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を改正する省令を次のよう

欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

に適合するものであること。     2 設備規則第四十条の五第一号 (ル及 びヲを除く。) の条件に適合するものであること。     3 設備規則第四十条の五第二号イ(3)及 びロ(3)の条件に適合するものであること。     4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。     4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。     5 を    4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。     6 を    7 を    8 を    7 を    8 を    8 を    7 を    8 を	改 正 後		为 出	<b></b>
「略]	別表第一号 機器の構造及び性能の条件(第2条関係)		別表第一号 機器の構造及び性能の条件(第2条	関係)
一部	機種	条件	機種	条件
無線局の用に供する遂信装置及び受信装置の機器	[略]	[略]	[同左]	[同左]
「豚」   「豚」   「豚」   「豚」   「雨左」   「雨右」   「一面」   「		[略]	置又は狭帯域直接印刷電信をいう。以下同 じ。)による通信を行う海上移動業務の無線局	
一部	「略〕	「略]		「同左〕
適合するものであること。		1 設備規則第三十七条の二十八の規定 に適合するものであること。 2 設備規則第四十条の五第一号(ル及 びヲを除く。)の条件に適合するもの であること。 3 設備規則第四十条の五第二号イ(3)及 びロ(3)の条件に適合するものであるこ と。 4 総務大臣が別に告示する条件に適合	lil	1 設備規則第三十七条の二十八の規定に 適合するものであること。 2 設備規則第四十条の五第一号(ル及ひ ヲを除く。)の条件に適合するものであ ること。 3 設備規則第四十条の五第二号イ(3)及ひ ロ(3)の条件に適合するものであること。 4 総務大臣が別に告示する条件に適合す
[注 略]       [注 同左]         別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電気的条件(第2条関係)       別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電気的2条関係)         機種 試験方法       条件         [略]       [略]         二 [ 同 [ 同左]       [ 同左]         左 ]       [ 元 ]			狭帯域直接印刷電信装置の機器	<ul><li>2 設備規則第四十条の六第一号(ホ及びへを除く。)の条件に適合するものであること。</li><li>3 総務大臣が別に告示する条件に適合する</li></ul>
[注 略]       [注 同左]         別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除く。) の機械的及び電気的条件 (第2条関 別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除く。) の機械的及び電気的 2条関係)       2条関係)         機種 試験方法 [略]       条件         「略]       [下回左]         「同左]       「同左]	[略]	[略]	 [同左]	
$lackbox{V} lackbox{V} lac$	別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の機器を除系) 機種 試験方法 [略] ] デジ 1 振動 JIS F0812の「8.7 振動	条件 [略] 1 機械的に支障なく動作し、かつ、破	別表第二号 機器 (航空機に施設する無線設備の 2条関係) 機種 試験方法 [同 [同左] 左] デジ 1 振動 JIS F0812の「8.	条件 [同左] 1 機械的に支障なく動作し、かつ、破
選択 と。				

 F世 2
 連続
 通常の使用状態で24時間動作させたとき。
 2 始動してから1分経過したとき以後において、設備規則第40条の5第2号(イ(3)及びロ(3)を除く。)の機器

 Background-color: lighter; lighter;

[注 略]

[別表第三号~別表第六号 略]

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目(第8条関係)

	項目	機種	用途	使用	合格	方式	周波	送	電	電	チ	確	番	
				する	者		数	信	力	波	ャ	度	号	
				環境				,		の	ネ			
	区分							受		型	ル			
								信		式				
								の						
								別						
	[略]	[略	[略	[略	[略	[略	[略	[	[	[	[	[	[	
		]	]	]	]	]	]	略	略	略	略	略	略	
								]	]	]	]	]	]	
į	デジタル選択呼出装置の機器	0	0	0	0	0							0	i
li														

呼 出	2 連続	通常の使用状態で24時間動	2 始動してから1分経過したとき以後に
装 置	動作	作させたとき。	おいて、設備規則第40条の5第2号
の機	3 温度	JIS F0812の「8.	(イ(3)及びロ(3)を除く。)の条
器		2 高温試験」及び「8.4	件に適合すること。
		低温試験」によること。	
	4 湿度	JIS F0812の「8.	
		3 高温高湿試験」によるこ	
		と。	
狭 帯	1 振動	J I S F O 8 1 2 0 「 8.7	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破
域 直		振動試験」によること。	損、発火、発煙等の異状を呈しないこ
接印	2 連続	周波数測定装置の1の(1)に	と。
刷電	動作	同じ。	2 始動してから1分経過したとき以後に
信装	3 温度	JIS F08120 「8.2	おいて、次の電気的条件を満たすこと。
置の		高温試験」及び「8.4 低温	(1) 設備規則第40条の6第2号及び第
機器		試験」によること。	3号の条件に適合すること。
		JIS F0812の「8.3 高	(2) 総務大臣が別に告示する条件に適
	4 湿度	温高湿試験」によること。	合すること。
[同	[同左]	[同左]	[同左]
左]			

[注 同左]

[別表第三号~別表第六号 同左]

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目(第8条関係)

項目	機種	用途	使用	合格	方式	周波	送	電	電	チ	確	番
			する	者		数	信	力	波	ヤ	度	号
			環境				`		の	ネ		
区分							受		型	ル		
							信		式			
							の					
							別					
[同左]	[同	[同	[同	[同	[同	[同	[	[		[	[	[
	左]	左]	左]	左]	左]	左]	同	同	同	同	同	同
							左	左	左	左	左	左
							]	]	]	]	]	]
デジタル選択呼出装置の機器	0	0	0	0	0							0
狭帯域直接印刷電信装置の機器	0	0	0	0								0

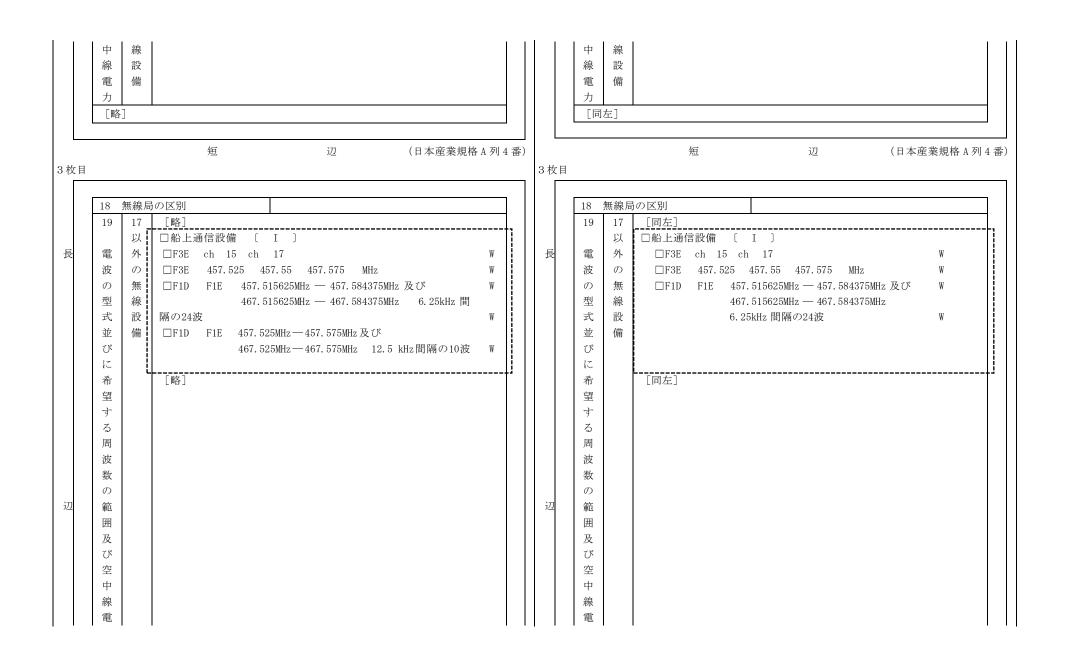
[略]	]	[略 [略 [略 [	略     「 略     「 略     「 「 」     「 」     「 」     「 」     「 」       」<		[同左]		[同左]		[同 左]		[同 左]	[同 左]	[ 同 同 左 <i>左</i> ]		[ [ 同 同 左 左 ] ]
[注 略]					[注 同左]										
別表第八号 機	器の型式に関する記号(第	8条関係)		_ !	別表第八号 機器	の型式に関する	記号	(第8	条関係	系)					
区分	内容		記号		区分	内容						記力	导		
1 機種	[略]		[略]	IJ	1 機種	[同左]						1]	司左]		
	デジタル選択呼出装置	クラスA	S A			デジタル選択	7.呼出	装ク	ラス』	A		S			
	の機器	クラスB	SB			置の機器		ク	ラスI	3		SI	В		
				Ш		狭帯域直接印	別制電	信装置	の機器	器		SI	N		
	[略]	<del></del>	[略]	71		[同左]						[]	司左]		
[略]	[略]		[略]		[同左]	[同左]						[]	司左]		
[注 略]	•		·		[注 同左]	•						•			
備考 表中の[	] の記載は注記である。														

(無線局免許手続規則の一部改正)

する。第五条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正

る規定の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					数	
別表第二号第3 船舶局(特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。)及び船船	舶地球局 (	(雷 別表第	一	3 Г		
気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。)の			5 /15	0 [	1.422	
の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるもの						
た場合は、それによることができる。)						
宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式の	のとおりと	す				
る。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実際	験試験局」					
と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設する。	するもの」					
と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、	船舶及び航	空				
機に開設するもの以外のもの」と読み替える。						
[1枚目 略]		[1枚	目同	左]		
2枚目(船舶局に限る。)		2枚目	(船舶	局に限	る。)	
		1   -				
16 無線局の区別			16	無線局	の区別	
17 電 「略			17	電	「同左〕	
」				波	□中短波帯の無線設備の機器 [ K ]	
長 電 法 □ J3E 2182 kHz W	·	長	電	法	□ J3E 2182 kHz	W
波 第 □ F1B 2177 2187.5 kHz W	ļ		波	第	□ F1B 2177 2187.5 kHz	W
σ   33   □	ļ		の	33	□ F1B 2174.5 kHz	W
型   条	ļ		型	条		[ ] [
式 及 □中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ]			式	及	□中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 〔 L 〕	
並 び □J3E 2182 kHz W	ŀ		並	び	□ J3E 2182 kHz	W
び 第 □ F1B 2177 2187.5 kHz W	ŀ		び	第	□ F1B 2177 2187.5 kHz	W
	ļ		に	35	☐ F1B 2174.5 kHz	W
希 条 □ J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz	ļ		希	条		[
望 の □ F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W	ļ		望	の	□ J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz	W
す   規 <b> </b> □ W	ļ		す	規	☐ F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz	W
る 定	ļ		る	定	☐ F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz	W
周   に	ji		周	に		
辺    波   よ   [略]		辺	波	ょ	[同左]	
数   り			数	り		
			の	備		
			範	え		
			囲	て		
及しい			及	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
			び	る 4mm		
空 無			空	無		[ ] [



[略]				力 [同左]			
	短	辺	(日本産業規格 A 列 4 番)		短	辺	(日本産業規格 A 列 4 番)
[4枚目 略]				[4枚目 同左]			
備考 表中の[ ]	の記載は注記である。						

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

部を次のように改正する。第六条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一

分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正

げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、その空中線電力が二〇〇設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに二十九の二 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に二~二十九 略]	
げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であつて、その空中線電力が二〇〇設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに「二十九の二」設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に	二十九の二 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶
げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であつて、その空中線電力が二〇〇設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに	
げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であつて、その空中線電力が二〇(	
	❷    設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第三十一条第三項第一号から第四号までに
	げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であつて、その空中線電力が二〇
ミリワット以下がつ変調方式が周波数変調であつて連続波方式(間欠的連続波方式を除く)	ミリアット以下 <u>のもの</u>
であり、電波の型式がF3N又はGONのもの	
<u>二十九の三</u> 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶:	[
設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに	
げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、かつ、その空中線電力が	
一七〇フット以下かつ電波の型式がPON、QOZ又はVONのもの(前号に掲げるものa	<u>A</u>
<u>继√°)</u>	
[11]十~ 二十   盤]	[川十~二十   區刊]
[の 魯]	[20 區刊]
別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)	別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)
[1 盤]	[1 區쒸]
	[3・3 區4]
②	◎ [區刊]
申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかど、	
かについて権権を行う。	
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれが	.
れ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれ・	ν <b> </b>
同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	·
[器] 紙川巛紙川 [器]	[ 區 刊 ] 新 [ 底 刊 ]
東の川の戦   中の川の戦	
送信装置   周波数   周波数計又は   ○   ○	送信装置 周波数 周波数計又は
スペクトラグ	スペクトラ谷
<b>本</b> 器	<b>上</b>
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
中	中 然 刊
(ベンデメータ)	

改

汇

끰

筬

改

	ル分析器
スプリアス発	低周波発振器
射又は不要発	スプリアス電
射の強度	力計又はスペ
	クトル分析器
空中線電力	電力計、電界
	強度測定器又
	はスペクトル
	分析器
光吸収率	比吸収率測定
	装置
入射電力密度	電界強度測定
	路
周波数偏移、	低周波発振器
周波数偏位又	直線検波器又
は変調度	は変調度計
変調衝擊係数	低周波発振器
	イツロスコー
	7
プレエンファ	低周波発振器
シス特性	直線検波器
機送波電力	低周波発振器
	スペクトル分
	<b></b>
総合周波教特	低周波発振器
和	電力計
総合歪及び雑	低周波発振器
神	直線検波器
	(根操業指標
送信立ち上が	4ツロベロー
り時間及び送	プスはスペク
信立ち下がり	トル分析器
<u> </u>	117 - 441 107 1041 -11
送信時間	佐周波発振器
	イツロスロー
ant such a second	<b>N</b>
隣接チャネル	低周波発振器

0	0	
0	0	

	ル分析器
スプリアス発	低周波発振器
射又は不要発	スプリアス電
射の強度	力計又はスペ
	クトル分析器
空中線電力	電力計、電界
	強度測定器又
	はスペクトル
	分析器
<b>光吸</b> 及率	比吸収率測定
	装 置
入射電力密度	電界強度測定
	器
周波数偏移、	低周波発振器
周波数偏位又	直線検波器又
は変調度	は変調度計
変調衝擊係数	低周波発振器
	ネツロスロー
	<b>N</b>
プレエンファ	低周波発振器
シス特性	直線検波器
搬送波電力	ほ周波発振器
	スペクトル分
総合周波数特	
性給合用涉教幹	電力計任用波角振器
総合歪及び雑	低周波発振器骨ブ青
音楽と含めて楽	直線検波器但用活みある
u <del>m</del>	歪率 維音計画 海神沙昂
送信立ち上が	オシロスコー
ら時間及び送った。	プ又はスペクスショスニ
信立ち下がり。由門内は	トル分析器
事 [ [ [ [ ]	/ //#~ n/h
送信時間	低周波発振器
. ,	オシロスコー
	2
雄 妄 ト た レ	低周波発振器

$\cap$		
0		
0		

	ME 16 4-1-1-1	[
		電力測定用受
		信機又はスペ
	えい電力	クトル分析器
	機送波を送信	低周波発振器
	していないと	電力測定用受
	きの電力	信機又はスペ
		クトル分析器
	送信速度	低周波発振器
		☆シロスロー
		8
/ 信装置	副炊的に発す	電界強度測定
	る電波等の限	器又はスペク
	庚	トル分析器
	感度	標準信号発生
		盟
		レベル計又は
		<b>铝砂業</b> 排
	通過帯域幅	標準信号発生
		盟
		周波数計
		フィグギ
	減衰量	標準信号発生
		路
		周波教計
		ンベガギ
	スプリアス・	標準信号発生
	レスポンス	路
		レベル計又は
		選挙 雑音計
	雑姿チャネレ	低周波発振器
	選択度隊指ラッネル	標準信号発生使用活み扱品
	法书月	路衛子多生
		レベル計又は
		イシロスコー
		X = X
	发手印兰为是	単次 無し 引用 ⇒   か ≪ 2 111
	原度护口交集	標準信号発生
		器

	ン ヾ 彡 売	i			
相互変調特性	標準信号発生				
	器				ļ
	レベル計又は				
	歪率雑音計	l il			
局部発振器の	周波数計				ŀ
周波数変動					
ディエンファ	低周波発振器				ŀ
シス特性	直線検波器				
総合歪及び雑	標準信号発生		·	·	
神皿	器				
	蛋聚業青計				<u> </u>

[洪 容]

[~・▽ 晷]

[1]・11] 盤]

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号限及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したもの とする。

## [様式略]

「注1~3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明 4 「同左〕 機関の区分とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定め スレおりレー その他の文字等は総務士臣が別に完めるとおりレオスこと

してもうこと、この屋の久丁寺は船切入臣が別に足り	70 640 7 6 7 0 6 6
特定無線設備の種別 記号	
[略]	
第2条第1項第29号の2に掲げる無線設備 ST	
第2条第1項第29号の3に掲げる無線設備 ОQ	
[略]	,
[5 略]	

フベイ神 相互変調特性 標準信号発生 レベル計又は 金架業音計 局部発振器の 周波数計 周波数変動 ディエンファ 医周皮発服器 シス特性 直線険波器 総合歪及び雑 標準信号発生 歪索豬爭計

[俎 區刊]

[イ・ウ 同上]

[11・11] 區刊]

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

[同左]

## [様式略]

「注1~3 同左〕

特定無線設備の種別	記号
[同左]	
第2条第1項第29号の2に掲げる無線設備	ST
[同左]	
[	

備考(表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

至 三

( 程行 野 口 )

コ この省令は、今和七年一月一日から施行する。

(凝過莊嗣)

- 八条の五及び第三十二条の十の関定にかかわらず、なお従前の例によることができる。いう。)については、第一条による改正後の電波法施行規則第二十八条、第二十八条の二、第二十及び無線電話による通信とする。) が可能なものに限る。以下「中短波帯及び短波帯無線設備」と置による通信(国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置下の周波数帯をいう。)の無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装2 今和七年一月一日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯(四呱を超え二六・一七五呱以
- できる。 三条による改正後の無線設備規則第三十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることが30 今和七年一月一日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯無線設備の条件については、第
- 定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 条による改正後の無線機器型式検定規則別表第一号、別表第二号、別表第七号及び別表第八号の規4 令和七年一月一日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯無線設備の条件については第四

ことができる。にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によるる。)の無線局事項書の様式は、第五条による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3の様式5 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限

## 

代えることができる機器を定める件)の一部を吹のように改正する。平成十八年総務省告示第六百号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条第十項の規定に基づき、

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

ていないものは、これを加える。後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

			改 正	溆								投	범 ;	<b>=</b>					
施行規則	第28条10	項の規定により、	小型の船舶	又は我が国の	)沿岸海域 <i>の</i>	みを航行	する船舶	の義務	[同左]										
船舶局が同	条第1項	及び第2項の規定	定により備え	なければなり	っない機器に	代えるこ	とができ	る機器	<u> </u>										
は、次の表	の左欄に	掲げる義務船舶昂	号のある船舶	の区分に応し	こて、同表の	右欄に掲	げる無線	設備の	•										
機器とする	0																		
当該義務	5船舶局の	ある船舶の区分	•	無線設備の	幾器				[同左	]			[同左	Ē]					
国際航	船舶の	施行規則 航行	区総トン	施行規則第	28条第1項	の無線設備	前の機器	施	[同	[同	施行規則 [	同 [同	[同差	∄]					[
海従事	種類	第28条第 域	数	同同同同	同同同同	同同同	同同同	司行	左 ]	左 ]	第28条第 左	左] 左]	[同	同 [	[ ] ] ]	] ] ] ]	] ]	[ [	同
の有無	注 1	1項各号	注 4	項項項項	項項項	項項項	項項項	頁 規			1 項各号		同項		司同同	司同同	同同	同同	左
		の航行す		第 第 <u>第</u> 第	第第第	第 第 第	第第第	育 則			の航行す		左 第	第左	左左左	左 左 左		左左左	
		る海域に		1 2 3 1		1 1 1	1 2 3	3 第			る海域に		] 2	<u>第</u> 左 <u>3</u> ]	] ] ] ]				
		応じた船		号号号号	号 号 号	号 号 号	号 号 另	를 28			応じた船		号	号					
		舶の区分		の の <u>の</u> の		ののの		り 条			舶の区分		の						
				( ( <u>(</u>		( ( (	( (	( 第					(	(					
				1) 1) <u>1)</u> 2	2) 3) 3)	4) 4) 4)	4) 4) 4	) 2					1)	1)					
				の の <u>の</u> の	のののの	ののの	の の	り 項					の	<u></u>					
				無 ( ( ( (		( ( (	( (	( の					(	(					
				線 二 三 -	- = - =	一三四	五四四	四 無											
				設 ) <u>)</u> )	) ) )	) ) )	) ) )	線					)	<u>-</u> ) 0					
				備ののの	のののの	ののの	0 0 0	り設					の	<u>σ</u>					
				の無無違	遭 受 受	双受船	地受受	受備					無						
				機線線	難 信 信								線	線					
				器設設售	自機機	向 機 自	無機機	幾機					設	設					
				備備重	動注		線	器					備	備					
				のの道			航	注					の	VIT3					
				機機幸		電別	法	26					機	機					
				器器部			装						器	器					
				注	情 備		置							石市					
				28	0 0		又												
				I I—I I	幾機		は												
					器器		衛												
							星												
							無												
							線												
							航												
							法												
							装												
1 1	ı	1	I	1 1 1 1	1 1 1	1 1	11	1 1	1 1	ı	ı l	I	1 1	1 1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 11

海に従	旅客船 以外の	[略]									村	置の幾器			旅客船 以外の	[同左]												
事する 船舶		施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶	域	20トン未満		台	1 1 台注 注 15 11	È E E	节 注 1 注	È 5 È			1 台 注 27	事する船舶	船舶	施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶	域 注 2	20 トン 未満			1 1 台注 注 15 1 注 注	E 5		1 台注 15 注			<u></u>	1 台 注 27
				100 トン未満		1	台台	. 1 台 注 21	1 台 台 台 2	È 1	ī	1 台 生 24	1 台					100 トン未満		1 台 注 9	台台	. 1	1 台	16 1 台 注 21		1 台 注 24	注 9	
				300 トン未満	1 1	1 台					7	1 台 主 24	1 台					300 トン未満	3 1				台	1 台 台	î	1 台 注 24	1 台 注 11	台
			近海区 域及び 遠洋区 域	20トン未満		1 台注9注11	1 1 台		7				1 台				近海区 域及び 遠洋区 域	20トン未満			1 1 台		:	1 台 注 15			1 台 注 9	
				100 トン未満		1 台注 9 注 11					7	1 台 生 24	1 台					100 トン未満	1 1		1 1 台 台		台	2 台		1 台 注 24	1 台注 9	台

国際航海に従	旅客船	[略]		300 トン未満	1 1 台 台		1 1 台	1 日 台 注 21		台	1 台 注 24	1 台	1 台		 [ 同 左 ]	旅客船	[同左]		300 トン未満	1 台	1 台 注 11	1 1 台			2 1 台	<b>.</b>	1 台 注 24	1 台注 11	1 台
事しない船舶		施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶		すべての船舶		1 台				注	1 台 注 22		1 台	7			施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶	域	すべての船舶	9 1	1 台 注 12					1 台 注 22	注	1 台 注 12	1 台
			沿海区域	20トン未満			1 1 台 台 注 注 15 15 注 注 17 17		1 台注 15 注 17				台 1 台 1 台 1 台					沿海区域 注 2	20トン未満		注 12	1 1 台注注 注 15 15 注注注 17 17	5	1 1	1 台 主 .5 主			1 台 注 12	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				100 ト				台 注					1 台						100 トン未満		台注	1 1 台 台 注 注 17 17	台注注	台台	2 台 主 .7			1 台注 12	1 台
				その他 の船舶 注 5		台:		台 注		1 台	1 台 注 22	1 台 注 14	1 台						その他 の船舶 注 5	9 1	台注	1 1 台 台 注 注 17 17	台注	台台	2 1 台 台 主 .7		台注	1 台 注 12	1 台
				その他 の船舶 注 6	11 1	<u> </u>		台 注		1 台	1 台 注 22	1 台 注 14	1 台						その他の船舶注 6		注	1 1 台 台 注 注 17 17	台注	台台	2 1 台 台 注 .7	台注	台	1 台 注 13	1 台

			沿海区域注3	すべの船	- 11			1 台							1 台 注 22	1 台 注 22		1 台		
			近海区 域及び 遠洋区 域		ン	-		1 台注 9 注 11	1 台	1 台			2 台注 15					1 台		
				100 ン未				1 台 注	2 台 注 18	1 台	1 台注 21	1 台	3 4					1 台		
				そのの船			台	注		1 台	1 台注 21	1 台	3 41	1 台	注		1 台	1 台		
	漁船	[略]		[ 略	]														ì	漁
		施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶		20 ト 未満	ン		台 注 13	台 注		1 台注 19							1 台 注 13	台		
				100 ン未	ト満		1 台 注 13	1 台	1 台	1 台	1 台注 21	1 台	1 台				1 台 注 13			

		沿海区域注3	すべての船舶	1 台注 10 注 12							1 台 注 22	1 台 注 22	1 台注 12	1 台
		近海区 域及び 遠洋区 域		1 台 注 12	1 台	1 台			2 台注 15				1 台注 12	1 台
			100 トン未満		2 台注 18	1 台	1 台 注 21	1 台	3 石				1 台注 12	1 台
			その他の船舶	1 台	2 台注 18	1 台	1 台 注 21	1 台	3 但	1 台	1 台 注 22	1 台注 22	1 台	1 台
漁船	[同左]		[同 左]	 			<del></del>							
	施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶		20 トン 未満	1 台 注 12	1 台注 19	1 台注 19							1 台注 12	1 台
			100 トン未満	1 台 注 12	1 台	1 台	1 台 注 21	1 台	1 台				1 台 注 12	1 台

					į			11												
				300	卜	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	İ
				ン未	満	台	台	台	台	台		台	台	台				台	台	i
								注			注							注		i
							13	9			21							13		i
								注												i
								11												l
				その			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
				の船	舶	台		台	台	台		台	台	台	台			台。	台	l
								注			注				注			注		
							13	9 沪			21				22 注			13		i
								注 11								注 23				i
<u> </u>	その他	[略]				L		11					L		20	40		l	L i	j
	の船舶	L MID. 7																		
		14 /- I I I I I	w >= ==																	۱,
		施行規則	沿海区					1	1	1									1	H
		第28条第	域注 2	未満				台	台	台									台	l
		1項第3 号の船舶			į				注	注									注 27	i
		万の桁相			į				15	15 >>-									21	l
					į				注	注										i
				100	<u>۱</u>			1	16 1	16 1	1	1							1	i
				ン未				台	台台		台	台							1.	31
					· ([III]			П	口注	注		П							台	il
					ļ					17										İ
				300	<u>۱</u>	1		1	1	1	1	1		1					1	
				ン未				台	台台	台		台		台					台	
				- //	l led			П		注		П		I					1	
					į					17										
				その	仙	1		1	1	1	1	1	2	1	1	1			1	
				の船				台		台		台	台台	台	台					
				マン 月口	川口				户 注	注		П	注		注				台	
					į					17			17		22					i
					į	L			11	11	<i>-</i> 1		11		22	22	L	L		j
			沿海区					1							1	1			1	
			域注 3	の船	舶			<u>台</u>							台	台			台	

	1	1	Ī	i	l	l	l	l	l	l	l	l	l			l !
			300 トン未満	1 台		1 台	1 台	1 台	1 台 注 21	1 台	1 台	1 台			1 台注 12	1 台
			その他の船舶	9		1 台	1 台	1 台	1 台注 21	1 台	1 台	1 台	1 台注 22 注 23	1 台注 22 注 23	1 台注 12	1 台
その他の船舶	[同左]															
	施行規則 第28条第 1項第3 号の船舶		20トン未満				注	1 台注 15 注 16								1 台 注 27
			100 トン未満			1 台 注 12	1 台 注	1 台注 17		1 台					1 台 注 12	1 台
			300 トン未満	i		1 台 注 12		1 台注 17	1 台 注 21	1 台		1 台			1 台注 12	1 台
			その他の船舶	9		1 台 注 12	,	1 台注 17	1 台注 21	1 台	2 台注 17	1 台	1 台 注 22	1 台 注 22	1 台注 12	1 台
			すべて の船舶			<u>1</u> 台							1 台	1 台		1 台

			注注 22 22 27 27		注 10 注 12	
近海区域及び遠洋区域	未満	1 1 1 1 台 台 台 台 注 11 1 1 日 台 注 11 1 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1 台 注 27	近海区域及び遠洋区域	20トン 1 1 1 1 1	1 1 台台注注 12 27 注 14 1 台台
	100 トン未満	1 1 1 1 1 2 台台台台台台台 注 21 注 11	1 台		100 ト	1 1 台 台 注 12 注 14
	ン未満台台	1 1 1 1 1 2 1 台 台 台 台 台 台 注 21 注 11	1 1 1 1 1 121		500 ト 1	1 1 台 台 注 14
	の船舶台台	1     2     1     1     1     2     1       台台台台台台台台台     台台台台台台台       注注     2     2       9     20     2     2       11     0     0     0     0			その他 1 1 2 1 1 2 1 1 の船舶 台 台 台 台 台 台 台 台 注 20 21 21 22 22 :	

注

「1~8 略]

9 施行規則第28条第7項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第一項第三号の(1)の(三)にて掲げる無線設備の代わりに中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。)を備えること。備える場合にあって、同条第1項第2号の(1)の(二)の無線設備又は100トン未満の船舶においては中短波帯の機能を備えることを要しないものとする。

「10 略]

注

[1~8 同左]

9 施行規則第28条第1項第3号の(1)の(二)の無線設備の機器には中短波帯の送信及び受信の機能並びに狭帯域直接印刷電信装置による通信の機能を、同号の(4)の(四)の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第7項の規定の適用を受ける場合にあっては同項の無線電信による通信及び印字機能を要しないものとし、同条第8項の規定による同条第1項の機器は備えることを要しないものとする。

「10 同左]

- 11 施行規則第28条第8項の規定の適用を受ける場合にあっては、中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えること。備える場合にあっては、同項第3号の(4)の(四)の受信機又は100トン未満の船舶においては中短波帯の受信機能を備えることを要しないものとする。
- <u>12</u> 施行規則第28条第7項のインマルサツト人工衛星局の通信範囲であれば、施行規則第28条 第1項第2号の(1)の(二)の無線設備及び同項第3号の(4)の(四)の受信機は備えることを要しないものとする。
- 13 平水区域又は沿海区域の場合は、施行規則第28条第1項第3号の(1)の(二)の無線設備及び同項第3号の(4)の(四)の受信機は備えることを要しないものとする。
- 14 船舶設備規程第311条の22により、航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合に おいては、施行規則第28条第1項第2号の(1)の(二)の無線設備及び同項第3号の(4)の (四)の受信機は備えることを要しないものとする。

[15~27 略]

- 28 施行規則第28条第1項第2号に規定する船舶において、同号の(1)の(二)の無線設備の機器が常に陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができない場合においては、同項第3号の(1)の(三)の無線設備(施行規則第28条第7項の定める通信範囲の場合を除く。)又は短波帯の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話)を備えるものとする。
- 29 船舶安全法施行規則第4条第1項第6号の規定により、代替の通信設備を以て施行規則第 28条第1項第2号の(1)の(二)の無線設備の機器の施設を要しないこととされた場合は、 この限りでない。

- 11 施行規則第28条第1項第3号の(1)の(二)の無線設備の機器には、狭帯域直接印刷電信装置による通信の機能を備えることを要しない。また、同条第7項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の無線電信による通信及び印字の機能を要しないものとする。
- 12 施行規則第28条第1項第3号の(1)の(二)の無線設備の機器には中短波帯の送信及び受信の機能を、同号の(4)の(四)の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第7項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第8項の規定による同条第1項第2号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器は備えることを要しないものとする。
- 13 施行規則第28条第1項第3号の(4)の(四)の受信機には、中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第7項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第8項の規定による同条第1項第2号の(4)の(四)の機器は備えることを要しないものとする。
- 14 船舶の航行中において中短波帯の無線設備により当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる船舶の義務船舶局は、施行規則第28条第1項第3号の(1)の(二)の無線設備の機器には短波帯の送信及び受信の機能を、同号の(4)の(四)の受信機には短波帯の受信の機能を備えることを要しない。

[15~25 同左]

[新設]

[新設]

備考 表中の「 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を徐く全体に付した下線は注記である。

至 三

( 程行 野 口 )

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

ばならない機器を従前の例によることができる。総務省告示第六百号の規定にかかわらず、その設置が継続する限り、義務船舶局による備えなけれ及び無線電話による通信とする。)が可能なものに限る。)はこの告示による改正後の平成十八年置による通信(国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置下の周波数帯をいう。)の無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装8 令和七年一月一日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯(四呱を超え二六・一七五س以

# 〇 総務 省 告 示 第 中

定める件)の一部を炊のように改正する。づき、平成二十年総務省告示第二百八十八号(船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十八条第二項第十六号の規定に基

令和 年 日

総務大臣 村上誠一郎

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

改 正 後	改 正 前			
一 指示器は次の条件に合致するものであること。	[區4]			
- [2]	→ [區刊]			
2 船舶の総トン数別によるレーダーの指示器の表示画面の直径及び補捉すべき物標数は、ご	女 2 船舶の総トン数別によるレーダーの指示器の表示画面の直径、表示領域及び捕捉すべき物			
<b>らかおといわ。</b>	<u> </u>			
売船の総ト 総トン数   〇、〇〇〇 端トン数   〇〇トン以 端トン数   〇〇トン	売船の総下。 第下ン数   〇、〇〇 第下ン数   〇〇下ン 第下 > 数   〇〇下ン			
	→ ン数 ○トン以上の船舶 上一○、○○○トン未 未満の船舶			
たの発生	握の発生			
図会	MA			
指示器の映像表示画面   二センチメートル   二五センチメートル   一八センチメートル	指示器の映像表示画面 三二センチメートル   二五センチメートル   一八センチメートル			
の最小恒径	の最小直径			
	指示器の最小表示領域 三四センチメートル ニセセンチメートル四 一九・五センチメー			
	B 女   大   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 女   ト グ 目 か   ト グ 国 か   ト			
[2] [2] [2]	[匠柏] [匠村] [匠村]			
[の 智]	[の 匠斗]			
[1]~十 盤]	[11~十 區刊]			
十一 船舶自動識別物標は、汝の条件に合致するものであること。	十一 船舶自動識別物標は、次の条件に合致するものであること。			
[1・0 2]	[日・20 [[日]]			
3 指示器の表示画面において船舶自動識別装置の状態は、IEC規格(国際電気標準会議の	s 3 指示器の表示面面において船舶自動識別装置の状態は、H Δ C 規格(国際電気標準会議の			
規格をいう。以下同じ。) 62388 の規定に従い表示できること。	規格をいう。以下同じ。) 62388 の規定に従い表示できること。			
[4~~ 魯]	[4~~ 匠寸]			
[ナニ~ナ七 唇]	[+1  ~+弋 區上]			
備考 表中の [ ] の記は注記である。				

# ○ 総務省告示第 中

る件)の一部を炊のように改正する。十九年郵政省告示第九百六十四号(海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定め無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第五十六条の規定に基づき、昭和五

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とひて移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が正後欄に掲げる規定の下線を付しては破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改

改 正 後	名 II
1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数	1 [同左]
(1) 4,000kHz未満の周波数	[同左]
[ア〜イ 略]	[ア〜イ 略]
ウ 狭帯域直接印刷電信用	ウ [同左]
使用電波の型式及び周波数(kHz)	使用電波の型式及び周波数(kHz)
F1B	F1B
<u>2, 147 (1)</u>	<u>2, 174. 5(1)</u> <u>2, 147(2)</u>
注 (1)は、スエズ運河を航行する船舶の船舶局が外国の海岸局と通信を行う場合に限る。	注     1 (1)は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に限る。     2 (2)は、スエズ運河を航行する船舶の船舶局が外国の海岸局と通信を行う場合に限る。
[工 略]	「エ 同左〕
(2) 4,000kHz以上26,175kHz未満の周波数	(2) 4,000kHz以上26,175kHz未満の周波数
[ア 略]	「ア 同左]
イ 狭帯域直接印刷電信用	
使用電波の型式及び周波数 (kHz)	[同左]
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信	[同左]
F1B	[同左]
4, 172. 5	4, 172. 5
4, 173	4, 173
4, 173. 5	4, 173. 5
4, 174	4, 174
4, 174. 5	4, 174. 5
4, 175	4, 175
4, 175. 5	4, 175. 5
4, 176	4, 176
4, 176. 5	4, 176. 5
4, 177	4, 177
` <del> </del>	4, 177. 5(1)
4, 178	4, 178
4, 178. 5	4, 178. 5
<u>4, 180. 5 (2)</u>	<u>4, 180. 5 (3)</u>
<u>4, 181 (2)</u>	<u>4, 181 (3)</u>
<u>4, 181. 5 (2)</u>	<u>4, 181. 5 (3)</u>

1	,	1	
	<u>4, 205 (2)</u>		<u>4, 205 (3)</u>
	6, 263		6, 263
	6, 263. 5		6, 263. 5
	6, 264		6, 264
	6, 264. 5		6, 264. 5
	6, 265		6, 265
	6, 265. 5		6, 265. 5
	6, 266		6, 266
	6, 266. 5		6, 266. 5
	6, 267		6, 267
	6, 267. 5		6, 267. 5
<u>  [</u> _		_	6, 268 (1)
	6, 268. 5		6, 268. 5
	6, 269		6, 269
	6, 269. 5		6, 269. 5
	6, 270 (2)		6, 270 (3)
	6, 270. 5(2)		6, 270. 5(3)
	6, 271 (2)		6, 271 (3)
	6, 271. 5(2)		6, 271. 5(3)
	6, 272 (2)		6, 272 (3)
	6, 272. 5(2)		6, 272. 5(3)
	<u>6, 273 (2)</u>		<u>6, 273 (3)</u>
	6, 273. 5(2)		6, 273. 5(3)
	6, 274 (2)		6, 274 (3)
	6, 274. 5(2)		6, 274. 5(3)
	6, 275 (2)		<u>6, 275 (3)</u>
	6, 275. 5(2)		<u>6, 275. 5 (3)</u>
	<u>6, 281 (2)</u>		<u>6, 281 (3)</u>
	6, 281. 5(2)		<u>6, 281. 5 (3)</u>
	6, 282 (2)		6, 282 (3)
	6, 282. 5(2)		6, 282. 5 (3)
	6, 283 (2)		<u>6, 283 (3)</u>
	6, 283. 5(2)		<u>6, 283. 5 (3)</u>
	6, 284 (2)		6, 284 (3)
_	<u>6, 284. 5 (2)</u>	_	<u>6, 284. 5 (3)</u>
[	6, 310 (2)	7	6, 310 (3)
L		] [	8, 376. 5(1)

8, 377	8, 377	
8, 377. 5	8, 377. 5	
8, 378	8, 378	
8, 378. 5	8, 378. 5	
8, 379	8, 379	
8, 379. 5(1)	8, 379. 5(2)	
8, 380	8, 380	
8, 380. 5	8, 380. 5	
8, 381	8, 381	
8, 381. 5	8, 381. 5	
8, 382	8, 382	
8, 382. 5	8, 382. 5	
8, 383	8, 383	
8, 383. 5	8, 383. 5	
8, 384 (2)	8, 384 (3)	
8, 384. 5(2)	8, 384. 5(3)	
8, 385 (2)	8, 385 (3)	
8, 385. 5(2)	8, 385. 5(3)	
8, 386 (2)	8, 386 (3)	
8, 386. 5(2)	8, 386. 5(3)	
8, 387 (2)	8, 387 (3)	
8, 387. 5(2)	8, 387. 5(3)	
8,388 (2)	8, 388 (3)	
8, 388. 5(2)	8, 388. 5(3)	
<u>8,389 (2)</u>	8, 389 (3)	
8, 389. 5(2)	8, 389. 5(3)	
<u>8,390 (2)</u>	8, 390 (3)	
8, 390. 5(2)	8, 390. 5(3)	
<u>8, 391 (2)</u>	8, 391 (3)	
<u>8, 391. 5(2)</u>	8, 391. 5 (3)	
<u>8,392 (2)</u>	8, 392 (3)	
<u>8, 392. 5(2)</u>	8, 392. 5 (3)	
<u>8, 393 (2)</u>	8, 393 (3)	
8, 393. 5(2)	8, 393. 5 (3)	
<u>8, 394 (2)</u>	8, 394 (3)	
<u>8, 394. 5(2)</u>	<u>8, 394. 5 (3)</u>	
<u>8, 395 (2)</u>	<u>8, 395 (3)</u>	

8, 395. 5 (2)	8, 395. 5 (3)
8, 396 (2)	8, 396 (3)
12, 477	12, 477
12, 477. 5	12, 477. 5
12, 478	12, 47.3
12, 478. 5	12, 478. 5
12, 479	12, 479
12, 479. 5	12, 479. 5
12, 480	12, 480
12, 480. 5	12, 400
12, 481	12, 481
12, 481. 5	12, 481. 5
12, 482	12, 482
12, 482. 5	12, 482. 5
12, 483	12, 483
12, 483. 5	12, 483. 5
12, 484	12, 484
12, 484. 5	12, 484. 5
12, 485	12, 485
12, 485. 5	12, 485. 5
12, 486	12, 486
12, 486. 5	12, 486. 5
12, 487	12, 487
<u>12, 487. 5 (1)</u>	<u>12, 487. 5 (2)</u>
12, 488	12, 488
12, 488. 5	12, 488. 5
12, 489	12, 489
12, 489. 5	12, 489. 5
12, 490	12, 490
12, 490. 5	12, 490. 5
12, 491	12, 491
12, 491. 5	12, 491. 5
12, 492	12, 492
12, 492. 5	12, 492. 5
12, 493	12, 493
12, 493. 5	12, 493. 5
12, 494	12, 494
]   12, 171	

12, 494. 5	12, 494. 5	
12, 495	12, 495	
12, 495. 5	12, 495. 5	
12, 496	12, 496	
12, 496. 5	12, 496. 5	
12, 497	12, 497	
12, 497. 5	12, 497. 5	
12, 498	12, 498	
12, 498. 5	12, 498. 5	
12, 499	12, 499	
12, 499. 5	12, 499. 5	
12, 500	12, 500	
12, 500. 5	12, 500. 5	
12, 501	12, 501	
12, 501. 5	12, 501. 5	
12, 502	12, 502	
12, 502. 5	12, 502. 5	
12, 503	12, 503	
12, 503. 5	12, 503. 5	
12, 504	12, 504	
12, 504. 5	12, 504. 5	
12, 505	12, 505	
12, 505. 5	12, 505. 5	
12, 506	12, 506	
12, 506. 5	12, 506. 5	
12, 507	12, 507	
12, 507. 5	12, 507. 5	
12, 508	12, 508	
12, 508. 5	12, 508. 5	
12, 509	12, 509	
12, 509. 5	12, 509. 5	
12, 510	12, 510	
12, 510. 5	12, 510. 5	
12, 511	12, 511	
12, 511. 5	12, 511. 5	
12, 512	12, 512	
12, 512. 5	12, 512. 5	
• •		16

12, 513	12, 513	
12, 513. 5	12, 513. 5	
12, 514	12, 514	
12, 514. 5	12, 514. 5	
12, 515	12, 515	
12, 515. 5	12, 515. 5	
12, 516	12, 516	
12, 516. 5	12, 516. 5	
12, 517	12, 517	
12, 517. 5	12, 517. 5	
12, 518	12, 518	
12, 518. 5	12, 518. 5	
12, 519	12, 519	
12, 519. 5	12, 519. 5	
<u>[</u>	12,520 (1)	ا ز
12, 520. 5	12, 520. 5	
<u>12, 521 (3)</u>	<u>12,521 (4)</u>	
12, 521. 5	12, 521. 5	
<u>12, 522 (1)</u>	<u>12, 522 (2)</u>	
12, 522. 5	12, 522. 5	
<u>12, 523 (2)</u>	<u>12, 523 (3)</u>	
12, 523. 5(2)	12, 523. 5(3)	
<u>12, 524 (2)</u>	<u>12, 524 (3)</u>	
12, 524. 5(2)	12, 524. 5 (3)	
<u>12, 525 (2)</u>	<u>12, 525 (3)</u>	
12, 525. 5(2)	12, 525. 5 (3)	
<u>12,526 (2)</u>	<u>12, 526 (3)</u>	
12, 526. 5(2)	12, 526. 5 (3)	
<u>12, 527 (2)</u>	<u>12, 527 (3)</u>	
12, 527. 5 (2)	<u>12, 527. 5 (3)</u>	
<u>12,528 (2)</u>	<u>12, 528 (3)</u>	
<u>12, 528. 5 (2)</u>	12, 528. 5 (3)	
<u>12,529 (2)</u>	<u>12,529 (3)</u>	
<u>12, 529. 5 (2)</u>	12, 529. 5 (3)	
<u>12,530 (2)</u>	<u>12,530 (3)</u>	
<u>12, 530. 5 (2)</u>	<u>12, 530. 5 (3)</u>	
<u>12,531 (2)</u>	<u>12,531 (3)</u>	

12, 531. 5(2)		<u>12, 531. 5 (3)</u>	
12, 532 (2)		12,532 (3)	
12, 532. 5 (2)		12, 532. 5 (3)	
12, 533 (2)		12,533 (3)	
12, 533. 5 (2)		12, 533. 5 (3)	
12, 534 (2)		12, 534 (3)	
12, 534. 5 (2)		12, 534. 5 (3)	
12, 535 (2)		12, 535 (3)	
12, 535. 5 (2)		12, 535. 5 (3)	
12, 536 (2)		12, 536 (3)	
12, 536. 5 (2)		12, 536. 5 (3)	
12, 537 (2)		12, 537 (3)	
12, 537. 5 (2)		12, 537. 5 (3)	
12, 538 (2)		12, 538 (3)	
12, 538. 5 (2)		12, 538. 5 (3)	
12, 539 (2)		12, 539 (3)	
12, 539. 5 (2)		12, 539. 5 (3)	
12, 540 (2)		12, 540 (3)	
12, 540. 5 (2)		12, 540. 5(3)	
12, 541 (2)		12, 541 (3)	
12, 541. 5 (2)		12, 541. 5 (3)	
12, 542 (2)		12, 542 (3)	
12, 542. 5 (2)		12, 542. 5 (3)	
12, 543 (2)		12, 543 (3)	
12, 543. 5 (2)		12, 543. 5 (3)	
12, 544 (2)		12, 544 (3)	
12, 544. 5 (2)		12, 544. 5 (3)	
12, 545 (2)		12, 545 (3)	
12, 545. 5 (2)		12, 545. 5 (3)	
12, 546 (2)		12, 546 (3)	
12, 546. 5 (2)		12, 546. 5(3)	
12, 547 (2)		12, 547 (3)	
12, 547. 5 (2)		12, 547. 5 (3)	
12, 548 (2)		12, 548 (3)	
12, 548. 5 (2)		12, 548. 5 (3)	
12, 549 (2)		12, 549 (3)	
12, 549. 5 (2)		12, 549. 5 (3)	
<u> </u>	1 1 1	10,010.0(0)	ı

		•
<u>12, 555 (2)</u>	<u>12,555 (3)</u>	
12, 555. 5(2)	<u>12, 555. 5 (3)</u>	
12,556 (2)	<u>12,556 (3)</u>	
<u>12, 556. 5 (2)</u>	<u>12, 556. 5 (3)</u>	
12,557 (2)	12,557 (3)	
<u>12, 557. 5 (2)</u>	<u>12, 557. 5 (3)</u>	
12,558 (2)	12,558 (3)	
12, 558. 5 (2)	12, 558. 5 (3)	
12, 559 (2)	12,559 (3)	
12, 559. 5 (2)	12, 559. 5 (3)	
16, 683. 5	16, 683. 5	
16, 684	16, 684	
16, 684. 5	16, 684. 5	
16, 685	16, 685	
16, 685. 5	16, 685. 5	
16, 686	16, 686	
16, 686. 5	16, 686. 5	
16, 687	16, 687	
16, 687. 5	16, 687. 5	
16, 688	16, 688	
16, 688. 5 (1)	16, 688. 5 (2)	
16, 689	16, 689	
16, 689. 5	16, 689. 5	
16, 690	16,690	
16, 690. 5	16, 690. 5	
16, 691	16, 691	
16, 691. 5	16, 691. 5	
16, 692	16, 692	
16, 692. 5	16, 692. 5	
16, 693	16, 693	
16, 693. 5	16, 693. 5	
16, 694	16, 694	
16, 694. 5	16, 694. 5	
<u> </u>	16, 695 (1)	
16, 695. 5	16, 695. 5	
16, 696	16, 696	
16, 696. 5	16, 696. 5	

16, 697	16, 697
16, 697. 5	16, 697. 5
16, 698	16, 698
16, 698. 5	16, 698. 5
<u>16, 699 (2)</u>	16,699 (3)
16, 699. 5 (2)	16, 699. 5 (3)
16, 700 (2)	16,700 (3)
16, 700. 5(2)	16, 700. 5 (3)
16, 701 (2)	16, 701 (3)
16, 701. 5 (2)	16, 701. 5 (3)
16, 702 (2)	16, 702 (3)
16, 702. 5 (2)	16, 702. 5 (3)
16, 703 (2)	16, 703 (3)
16, 703. 5 (2)	16, 703. 5 (3)
16, 704 (2)	16, 704 (3)
16, 704. 5 (2)	16, 704. 5 (3)
16, 705 (2)	16, 705 (3)
16, 705. 5 (2)	16, 705. 5 (3)
16, 706 (2)	16, 706 (3)
16, 706. 5 (2)	16, 706. 5 (3)
16, 707 (2)	16, 707 (3)
16, 707. 5(2)	16, 707. 5 (3)
16, 708 (2)	16, 708 (3)
16, 708. 5 (2)	16, 708. 5 (3)
16, 709 (2)	16, 709 (3)
16, 709. 5 (2)	16, 709. 5 (3)
16, 710 (2)	16, 710 (3)
16, 710. 5(2)	16, 710. 5 (3)
16, 710. 3(2) 16, 711 (2)	16, 711 (3)
16, 711 (2)	16, 711. 5(3)
16, 712 (2)	16, 712 (3)
16, 712 (2) 16, 712. 5(2)	16, 712. 5(3)
16, 712. 3(2) 16, 713 (2)	16, 713 (3)
16, 713 (2) 16, 713. 5(2)	16, 713 (5) 16, 713. 5(3)
16, 713, 5 (2) 16, 714 (2)	16, 713. 5(3) 16, 714 (3)
16, 714. 5(2) 16, 715 (2)	16, 714. 5 (3)
<u>16, 715 (2)</u>	<u>16, 715 (3)</u>

16, 71, 5, 12) 16, 716, 512) 16, 716, 512) 16, 717, 52) 16, 717, 52) 16, 717, 52) 16, 717, 52) 16, 717, 52) 16, 718, 52) 16, 718, 52) 16, 718, 52) 16, 719, 52) 16, 719, 52) 16, 719, 52) 16, 729, 52) 16, 729, 52) 16, 729, 52) 16, 722, 53) 16, 722, 53) 16, 723, 52) 16, 723, 52) 16, 723, 52) 16, 724, 52) 16, 725, 52) 16, 724, 52) 16, 725, 52) 16, 725, 52) 16, 726, 52) 16, 727, 53) 16, 727, 53) 16, 728, 52) 16, 729, 52) 1		
16, 716 (2)   16, 716 (3)   16, 716, 5(8)   16, 716, 5(8)   16, 717 (2)   16, 717, 5(9)   16, 717, 5(9)   16, 717, 5(9)   16, 717, 5(9)   16, 718, 5(9)   16, 718, 5(9)   16, 718, 5(9)   16, 718, 5(9)   16, 718, 5(9)   16, 719, 5(9)   16, 719, 5(9)   16, 719, 5(9)   16, 719, 5(9)   16, 720, 5(9)   16	16, 715. 5 (2)	16, 715. 5(3)
16, 217 (2)   16, 717, 5(2)   16, 718, 5(3)   16, 718, 5(3)   16, 718, 5(2)   16, 718, 5(3)   16, 718, 5(2)   16, 718, 5(3)   16, 719, 5(2)   16, 719, 5(2)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(2)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 722, 5(3)   16, 722, 5(3)   16, 722, 5(3)   16, 723, 5(3)   16, 723, 5(2)   16, 723, 5(3)   16, 723, 5(2)   16, 723, 5(3)   16, 724, 5(2)   16, 725, 5(3)   16, 726, 5(3)   16, 736, 5(3)	16, 716 (2)	
16, 217 (2)   16, 717, 5(2)   16, 718, 5(3)   16, 718, 5(3)   16, 718, 5(2)   16, 718, 5(3)   16, 718, 5(2)   16, 718, 5(3)   16, 719, 5(2)   16, 719, 5(2)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(2)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 720, 5(3)   16, 722, 5(3)   16, 722, 5(3)   16, 722, 5(3)   16, 723, 5(3)   16, 723, 5(2)   16, 723, 5(3)   16, 723, 5(2)   16, 723, 5(3)   16, 724, 5(2)   16, 725, 5(3)   16, 726, 5(3)   16, 736, 5(3)	16, 716. 5 (2)	
10, 717, 5(2) 10, 718, 5(2) 10, 718, 5(3) 10, 718, 5(3) 10, 719, 5(3) 10, 719, 5(3) 10, 719, 5(3) 10, 720, 5(2) 10, 720, 5(3) 10, 720, 5(2) 10, 720, 5(3) 10, 720, 5(3) 10, 720, 5(3) 10, 720, 5(3) 10, 721, 5(2) 10, 722, 5(2) 10, 722, 5(3) 10, 722, 5(3) 10, 723, 5(3) 10, 723, 5(3) 10, 723, 5(3) 10, 724, 5(3) 10, 724, 5(3) 10, 724, 5(3) 10, 724, 5(3) 10, 725, 5(3) 10, 725, 5(3) 10, 726, 5(3) 10, 726, 5(3) 10, 727, 5(3) 10, 728, 5(2) 10, 728, 5(2) 10, 728, 5(3) 10, 738, 5(3) 10		
16, 718, 5(2) 16, 718, 5(2) 16, 718, 5(2) 16, 719, 9(2) 16, 719, 19(2) 16, 719, 19(2) 16, 719, 19(2) 16, 720, 19(2) 16, 720, 19(2) 16, 720, 19(2) 16, 720, 19(2) 16, 721, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 722, 19(2) 16, 723, 19(2) 16, 724, 19(2) 16, 724, 19(2) 16, 725, 19(2) 16, 725, 19(2) 16, 726, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 727, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 729, 19(2) 16, 730, 19(2) 16, 731, 19(2) 16, 731, 19(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(3) 16, 732, 5(3) 16, 732, 5(2) 16, 732, 5(3) 16,		
16, 718, 5(2)       16, 719, 6(2)         16, 719, 6(2)       16, 719, 6(3)         16, 720, 6(2)       16, 720, 6(3)         16, 720, 5(2)       16, 720, 6(3)         16, 721, 5(2)       16, 721, 5(3)         16, 721, 5(2)       16, 721, 5(3)         16, 722, 5(3)       16, 722, 5(3)         16, 723, 5(2)       16, 723, 5(3)         16, 723, 5(2)       16, 723, 5(3)         16, 724, 5(2)       16, 724, 5(3)         16, 724, 5(2)       16, 724, 5(3)         16, 725, 5(2)       16, 724, 5(3)         16, 725, 5(3)       16, 726, 5(3)         16, 726, 5(2)       16, 726, 5(3)         16, 727, 5(2)       16, 727, 5(3)         16, 727, 5(2)       16, 727, 5(3)         16, 727, 5(2)       16, 727, 5(3)         16, 728, 5(2)       16, 727, 5(3)         16, 729, 5(2)       16, 729, 5(3)         16, 729, 5(2)       16, 729, 5(3)         16, 730, 6(2)       16, 730, 5(3)         16, 731, 5(2)       16, 731, 5(3)         16, 731, 5(2)       16, 732, 5(3)         16, 733, 5(2)       16, 733, 3(3)	16, 718 (2)	
16, 719 (2)       16, 719, 5(2)         16, 720 (2)       16, 720, 5(3)         16, 720 (5)       16, 720, 5(3)         16, 721, 5(2)       16, 721, 5(3)         16, 721, 5(2)       16, 721, 5(3)         16, 722 (2)       16, 722, 5(3)         16, 723 (2)       16, 722, 5(3)         16, 723 (2)       16, 723, 3(3)         16, 723 (2)       16, 723, 5(3)         16, 723 (2)       16, 723, 5(3)         16, 724, 5(2)       16, 724, 5(3)         16, 724, 5(2)       16, 724, 5(3)         16, 725, 5(2)       16, 726, 5(3)         16, 726, 5(2)       16, 726, 5(3)         16, 726, 5(2)       16, 726, 5(3)         16, 727, 5(2)       16, 728, 5(3)         16, 728, 5(2)       16, 728, 5(3)         16, 729, 5(2)       16, 729, 5(3)         16, 729, 5(2)       16, 729, 5(3)         16, 730, 5(2)       16, 730, 5(3)         16, 731, 5(2)       16, 731, 5(3)         16, 732, 5(2)       16, 733, 5(3)         16, 733, 5(2)       16, 733, 5(3)         16, 732, 5(2)       16, 733, 5(3)         16, 733, 5(2)       16, 733, 5(3)	16, 718. 5 (2)	
16, 719, 5(2) 16, 720, 5(2) 16, 720, 5(2) 16, 720, 5(2) 16, 721, 5(2) 16, 721, 5(2) 16, 721, 5(2) 16, 722, 5(2) 16, 722, 5(3) 16, 722, 5(3) 16, 722, 5(3) 16, 723, 5(2) 16, 723, 5(2) 16, 724, 5(2) 16, 724, 5(2) 16, 725, 5(2) 16, 726, 5(2) 16, 727, 5(2) 16, 727, 5(2) 16, 727, 5(2) 16, 728, 5(2) 16, 728, 5(2) 16, 727, 5(2) 16, 727, 5(2) 16, 728, 5(2) 16, 728, 5(3) 16, 727, 5(2) 16, 728, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 729, 5(3) 16, 730, 5(2) 16, 730, 5(2) 16, 731, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(2) 16, 733, 5(3)		
16, 720, 5 (2) 16, 721, (2) 16, 721, (3) 16, 721, (3) 16, 722, (2) 16, 722, (2) 16, 722, (2) 16, 723, (2) 16, 723, (2) 16, 723, (3) 16, 723, 5 (2) 16, 723, 5 (2) 16, 724, (2) 16, 725, 5 (2) 16, 725, 5 (2) 16, 726, 5 (2) 16, 726, 5 (2) 16, 727, (2) 16, 727, (2) 16, 727, (2) 16, 728, 5 (2) 16, 728, 5 (2) 16, 729, (2) 16, 729, (3) 16, 729, (2) 16, 729, (3) 16, 730, (3) 16, 730, 5 (2) 16, 730, (3) 16, 731, 5 (3) 16, 731, 5 (3) 16, 731, 5 (3) 16, 733, (2) 16, 733, (2) 16, 733, (3)		
16, 721 (2) 16, 721, 5(2) 16, 721, 5(2) 16, 722 (2) 16, 722 (3) 16, 723 (2) 16, 723 (2) 16, 723 (3) 16, 723 (3) 16, 723 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 724 (3) 16, 725 (2) 16, 725 (2) 16, 726 (3) 16, 726 (3) 16, 726 (3) 16, 727 (2) 16, 727 (2) 16, 727 (3) 16, 727 (3) 16, 727 (3) 16, 728 (2) 16, 728 (2) 16, 728 (3) 16, 729 (2) 16, 729 (3) 16, 729 (3) 16, 730 (3) 16, 730 (3) 16, 730 (3) 16, 731 (3) 16, 731 (3) 16, 731 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3) 16, 733 (3)	16, 720 (2)	16,720 (3)
16, 721. 5 (2) 16, 722. (2) 16, 722. (2) 16, 722. (3) 16, 723. (2) 16, 723. (2) 16, 723. 5 (2) 16, 723. 5 (2) 16, 724. (2) 16, 724. (2) 16, 725. 5 (2) 16, 725. 5 (2) 16, 725. 5 (2) 16, 725. 5 (2) 16, 726. (2) 16, 727. 5 (2) 16, 727. 5 (2) 16, 728. (2) 16, 727. 5 (2) 16, 727. 5 (2) 16, 727. 5 (2) 16, 727. 5 (2) 16, 727. 5 (2) 16, 728. (2) 16, 729. 5 (2) 16, 729. 5 (2) 16, 729. 5 (2) 16, 730. 5 (2) 16, 730. 5 (2) 16, 731. 5 (2) 16, 731. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 5 (2) 16, 733. 3 (2)	16, 720. 5 (2)	16, 720. 5 (3)
16, 722 (2)       16, 722 (3)         16, 722, 5(2)       16, 722, 5(3)         16, 723 (2)       16, 723 (3)         16, 724 (2)       16, 724 (3)         16, 724 (2)       16, 724 (3)         16, 725 (2)       16, 725 (3)         16, 725 (2)       16, 725 (3)         16, 726 (2)       16, 726 (3)         16, 726 (2)       16, 726 (3)         16, 727 (2)       16, 727 (3)         16, 727 (2)       16, 727 (3)         16, 728 (2)       16, 728 (3)         16, 728 (2)       16, 728 (3)         16, 729 (2)       16, 729 (3)         16, 729 (2)       16, 729 (3)         16, 729 (3)       16, 729 (5)         16, 730 (2)       16, 730 (3)         16, 731 (2)       16, 731 (3)         16, 731 (2)       16, 731 (3)         16, 732 (2)       16, 732 (3)         16, 733 (2)       16, 733 (3)	16, 721 (2)	<u>16, 721 (3)</u>
16, 722, 5 (2)       16, 723, 3 (2)         16, 723, 5 (2)       16, 723, 5 (3)         16, 724, 2 (2)       16, 724, 5 (3)         16, 724, 5 (2)       16, 724, 5 (3)         16, 725, 5 (2)       16, 725, 5 (3)         16, 725, 5 (2)       16, 725, 5 (3)         16, 726, 5 (2)       16, 726, 5 (3)         16, 726, 5 (2)       16, 726, 5 (3)         16, 727, 5 (2)       16, 727, 5 (3)         16, 727, 5 (2)       16, 727, 5 (3)         16, 728, 5 (2)       16, 728, 5 (3)         16, 728, 5 (2)       16, 728, 5 (3)         16, 729, 5 (2)       16, 729, 5 (3)         16, 730, 5 (2)       16, 730, 5 (3)         16, 731, 5 (2)       16, 731, 5 (3)         16, 731, 5 (2)       16, 731, 5 (3)         16, 732, 5 (2)       16, 732, 5 (3)         16, 732, 5 (2)       16, 732, 5 (3)         16, 732, 5 (2)       16, 732, 5 (3)         16, 732, 5 (2)       16, 732, 5 (3)         16, 732, 5 (3)       16, 732, 5 (3)	16, 721. 5(2)	<u>16, 721. 5 (3)</u>
16, 723 (2)       16, 723 (3)         16, 723 (2)       16, 723 (3)         16, 724 (2)       16, 724 (3)         16, 724 5(2)       16, 724 5(3)         16, 725 (2)       16, 725 (3)         16, 726 (2)       16, 726 (3)         16, 727 (2)       16, 727 (3)         16, 727 (2)       16, 727 (3)         16, 728 (2)       16, 727 (3)         16, 728 (2)       16, 728 (3)         16, 729 (2)       16, 729 (3)         16, 729 (2)       16, 729 (3)         16, 730 (2)       16, 730 (3)         16, 730 (2)       16, 730 (3)         16, 731 (2)       16, 731 (3)         16, 732 (2)       16, 731 (3)         16, 732 (2)       16, 732 (3)         16, 732 (2)       16, 733 (3)	16, 722 (2)	<u>16,722 (3)</u>
$\begin{array}{c} 16, 723. 5 (2) \\ 16, 724. 5 (2) \\ 16, 724. 5 (2) \\ 16, 724. 5 (2) \\ 16, 725. 5 (2) \\ 16, 725. 5 (2) \\ 16, 725. 5 (2) \\ 16, 726. 5 (2) \\ 16, 726. 5 (2) \\ 16, 726. 5 (2) \\ 16, 727. 5 (2) \\ 16, 727. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 728. 5 (2) \\ 16, 729. 5 (2) \\ 16, 730. 5 (2) \\ 16, 730. 5 (2) \\ 16, 730. 5 (2) \\ 16, 731. 5 (2) \\ 16, 731. 5 (2) \\ 16, 732. 5 (2) \\ 16, 732. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (2) \\ 16, 732. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (2) \\ 16, 733. 5 (3) \\ 16, 732. 5 (3) \\ 16, 733. 3 (3) \\ 16, 733. 3 (3) \\$	16, 722. 5(2)	<u>16, 722. 5 (3)</u>
16, 724 (2)         16, 724, 5(2)         16, 725, 5(2)         16, 725, 5(2)         16, 726, 5(2)         16, 726, 5(2)         16, 726, 5(2)         16, 727 (2)         16, 727, 5(2)         16, 728, 5(2)         16, 728, 5(2)         16, 729, 5(2)         16, 729, 5(2)         16, 729, 5(2)         16, 729, 5(2)         16, 729, 5(3)         16, 729, 5(3)         16, 730, 5(2)         16, 731, 5(2)         16, 732, 5(2)         16, 732, 5(3)         16, 731, 5(2)         16, 732, 5(2)         16, 732, 5(3)         16, 732, 5(3)         16, 732, 5(3)         16, 732, 5(3)	<u>16, 723 (2)</u>	<u>16, 723 (3)</u>
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	16, 723. 5 (2)	<u>16, 723. 5 (3)</u>
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	16, 724 (2)	<u>16, 724 (3)</u>
16,725.5 (2)         16,726 (2)         16,726.5 (3)         16,726.5 (2)         16,727 (2)         16,727.5 (2)         16,727.5 (3)         16,728 (3)         16,728 (3)         16,728 (3)         16,728 (3)         16,728 (3)         16,729 (3)         16,729 (3)         16,729 (3)         16,729 (3)         16,730 (3)         16,730 (3)         16,730 (3)         16,731 (3)         16,731 (3)         16,732 (3)         16,732 (3)         16,732 (3)         16,732 (3)         16,732 (3)         16,732 (3)         16,732 (3)	16, 724. 5 (2)	<u>16, 724. 5 (3)</u>
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	<u>16, 725 (2)</u>	<u>16, 725 (3)</u>
$\begin{array}{c} 16, 726. 5(2) \\ 16, 727                                  $	<u>16, 725. 5 (2)</u>	<u>16, 725. 5 (3)</u>
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	<u>16, 726 (2)</u>	<u>16,726 (3)</u>
16, 727. 5 (2)     16, 727. 5 (3)       16, 728 (2)     16, 728 (3)       16, 728. 5 (2)     16, 728. 5 (3)       16, 729 (2)     16, 729 (3)       16, 729. 5 (2)     16, 729. 5 (3)       16, 730 (2)     16, 730. 5 (3)       16, 731 (2)     16, 731. 5 (3)       16, 731. 5 (2)     16, 732. 5 (3)       16, 732. 5 (2)     16, 732. 5 (3)       16, 733 (3)     16, 733. (3)		
$\begin{array}{c} 16,728 & (2) \\ 16,728,5(2) \\ 16,729 & (2) \\ 16,729 & (2) \\ 16,729 & (3) \\ 16,730 & (2) \\ 16,730 & (2) \\ 16,731 & (2) \\ 16,731 & (2) \\ 16,732 & (2) \\ 16,732 & (2) \\ 16,733 & (2) \\ \end{array}$		
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
16, 729 (2)       16, 729.5 (2)       16, 730 (2)       16, 730.5 (2)       16, 731 (2)       16, 731.5 (2)       16, 732 (2)       16, 732.5 (2)       16, 732.5 (3)       16, 733.3 (2)	<u>16, 728 (2)</u>	
16, 729. 5 (2)       16, 730 (2)       16, 730. 5 (2)       16, 731 (2)       16, 731. 5 (2)       16, 732 (2)       16, 732. 5 (2)       16, 732. 5 (3)       16, 733. 3 (2)		
16, 730 (2)       16, 730. 5 (2)       16, 731 (2)       16, 731. 5 (2)       16, 732 (2)       16, 732. 5 (2)       16, 732. 5 (3)       16, 733. 3 (2)		
16, 730. 5 (2)       16, 731 (2)       16, 731. 5 (2)       16, 731. 5 (3)       16, 732 (2)       16, 732. 5 (2)       16, 732. 5 (3)       16, 733 (3)		
16, 731 (2)       16, 731.5(2)       16, 732 (2)       16, 732.5(2)       16, 732.5(3)       16, 733.3 (2)		
16, 731. 5 (2)       16, 732 (2)       16, 732. 5 (2)       16, 732. 5 (3)       16, 733. (2)		
16, 732 (2)       16, 732.5(2)       16, 732.5(3)       16, 733 (2)		
16, 732. 5 (2) 16, 733 (2) 16, 733 (3)		
<u>16, 733 (2)</u>		
<u>16, 733. 5 (2)</u>		
	<u>16, 733. 5 (2)</u>	<u>16, 733. 5 (3)</u>

16, 739 (2)	16, 739 (3)
16, 739. 5(2)	16, 739. 5 (3)
16, 740 (2)	16, 740 (3)
16, 740. 5(2)	16, 740. 5 (3)
16, 741 (2)	16, 741 (3)
16, 741. 5 (2)	16, 741. 5 (3)
16, 742 (2)	16, 742 (3)
16, 742. 5 (2)	16, 742. 5 (3)
16, 743 (2)	16, 743 (3)
16, 743. 5 (2)	16, 743. 5 (3)
16, 744 (2)	16,744 (3)
16, 744 (2) 16, 744. 5 (2)	16, 744 (3)
16, 745. 3(2) 16, 745. (2)	16, 745 (3)
16, 745 (2) 16, 745. 5(2)	16, 745 (3) 16, 745. 5(3)
16, 746. 5(2) 16, 746. (2)	16, 746 (3)
16, 746. 5(2) 16, 747. (2)	16, 746. 5(3)
16, 747 (2) 16, 747 5 (2)	16,747 (3)
16, 747. 5(2)	16, 747. 5 (3)
16, 748 (2)	16,748 (3)
16, 748. 5(2)	16, 748. 5 (3)
16, 749 (2)	<u>16, 749 (3)</u>
<u>16, 749. 5 (2)</u>	16, 749. 5(3)
<u>16, 750 (2)</u>	<u>16,750 (3)</u>
<u>16, 750. 5 (2)</u>	16, 750. 5 (3)
<u>16, 751 (2)</u>	<u>16, 751 (3)</u>
<u>16, 751. 5(2)</u>	<u>16, 751. 5 (3)</u>
<u>16, 752 (2)</u>	<u>16,752 (3)</u>
<u>16, 752. 5 (2)</u>	<u>16, 752. 5 (3)</u>
<u>16, 753 (2)</u>	<u>16,753 (3)</u>
<u>16, 753. 5(2)</u>	<u>16, 753. 5 (3)</u>
<u>16, 754 (2)</u>	<u>16, 754 (3)</u>
<u>16, 754. 5(2)</u>	<u>16, 754. 5 (3)</u>
<u>16, 755 (2)</u>	<u>16, 755 (3)</u>
<u>16, 755. 5 (2)</u>	<u>16, 755. 5 (3)</u>
<u>16, 756 (2)</u>	<u>16,756 (3)</u>
<u>16, 756. 5 (2)</u>	<u>16, 756. 5 (3)</u>
<u>16, 757 (2)</u>	<u>16, 757 (3)</u>
	.1.11

16, 757. 5 (2)	16, 757. 5 (3)
16, 758 (2)	16,758 (3)
16, 758. 5 (2)	16, 758. 5 (3)
16, 759 (2)	16,759 (3)
16, 759. 5 (2)	16, 759. 5 (3)
16,760 (2)	16,760 (3)
16, 760. 5 (2)	16, 760. 5 (3)
16, 761 (2)	16,761 (3)
16, 761. 5 (2)	16, 761. 5 (3)
16, 762 (2)	16,762 (3)
16, 762. 5 (2)	16, 762. 5 (3)
16, 763 (2)	16,763 (3)
<u>16, 763. 5 (2)</u>	16, 763. 5 (3)
16, 764 (2)	16,764 (3)
<u>16, 764. 5 (2)</u>	16, 764. 5 (3)
<u>16, 765 (2)</u>	16,765 (3)
<u>16, 765. 5 (2)</u>	<u>16, 765. 5 (3)</u>
<u>16, 766 (2)</u>	<u>16, 766 (3)</u>
<u>16, 766. 5 (2)</u>	<u>16, 766. 5 (3)</u>
<u>16, 767 (2)</u>	<u>16, 767 (3)</u>
<u>16, 767. 5 (2)</u>	<u>16, 767. 5 (3)</u>
<u>16, 768 (2)</u>	<u>16, 768 (3)</u>
<u>16, 768. 5 (2)</u>	<u>16, 768. 5 (3)</u>
<u>16, 769 (2)</u>	<u>16,769 (3)</u>
<u>16, 769. 5 (2)</u>	<u>16, 769. 5 (3)</u>
<u>16, 770 (2)</u>	<u>16,770 (3)</u>
<u>16, 770. 5 (2)</u>	<u>16,770.5(3)</u>
<u>16, 771 (2)</u>	<u>16,771 (3)</u>
<u>16, 771. 5 (2)</u>	<u>16, 771. 5 (3)</u>
<u>16, 772 (2)</u>	<u>16,772 (3)</u>
<u>16, 772. 5 (2)</u>	<u>16, 772. 5 (3)</u>
<u>16, 773 (2)</u>	<u>16,773 (3)</u>
<u>16, 773. 5 (2)</u>	<u>16, 773. 5 (3)</u>
<u>16, 774 (2)</u>	<u>16,774 (3)</u>
<u>16, 774. 5 (2)</u>	<u>16, 774. 5 (3)</u>
<u>16, 775 (2)</u>	<u>16,775 (3)</u>
<u>16, 775. 5 (2)</u>	<u>16, 775. 5 (3)</u>
	1.11

16, 776 (2)	<u>16, 776 (3)</u>
16, 776. 5(2)	16, 776. 5 (3)
16, 777 (2)	<u>16, 777 (3)</u>
16, 777. 5 (2)	16, 777. 5 (3)
16, 778 (2)	<u>16, 778 (3)</u>
16, 778. 5 (2)	16, 778. 5 (3)
16, 779 (2)	16, 779 (3)
16, 779. 5 (2)	16, 779. 5 (3)
16, 780 (2)	16, 780 (3)
16, 780. 5 (2)	16, 780. 5 (3)
16, 781 (2)	16, 781 (3)
16, 781. 5 (2)	16, 781. 5 (3)
16, 782 (2)	16, 782 (3)
16, 782. 5 (2)	16, 782. 5 (3)
16, 783 (2)	16, 783 (3)
16, 783. 5 (2)	16, 783. 5 (3)
16, 784 (2)	16, 784 (3)
16, 784. 5 (2)	16, 784. 5(3)
18, 870. 5 (2)	18, 870. 5 (3)
18, 871 (2)	<u>18, 871 (3)</u>
18, 871. 5 (2)	<u>18, 871. 5 (3)</u>
18, 872 (2)	<u>18, 872 (3)</u>
18, 872. 5 (2)	<u>18, 872. 5 (3)</u>
18, 873 (2)	<u>18, 873 (3)</u>
18, 873. 5	18, 873. 5
18, 874 (1)	<u>18, 874 (2)</u>
18, 874. 5	18, 874. 5
18, 875 (4)	<u>18, 875 (5)</u>
18, 875. 5	18, 875. 5
<u>18, 876 (5)</u>	<u>18, 876 (6)</u>
18, 876. 5	18, 876. 5
18, 877	18, 877
18, 877. 5	18, 877. 5
<u>18, 878 (4)</u>	<u>18,878 (5)</u>
18, 878. 5	18, 878. 5
18, 879	18, 879
18, 879. 5	18, 879. 5

		1 1 1		
	18, 880		18, 880	
	<u>18, 880. 5 (2)</u>		18, 880. 5 (3)	
	<u>18, 881 (2)</u>		18, 881 (3)	
	18, 881. 5 (2)		<u>18, 881. 5 (3)</u>	
	18, 882 (2)		<u>18, 882 (3)</u>	
	18, 882. 5 (2)		18, 882. 5 (3)	
	<u>18, 883 (2)</u>		18, 883 (3)	
	18, 883. 5 (2)		18, 883. 5 (3)	
	18, 884 (2)		18, 884 (3)	
	18, 884. 5 (2)		18, 884. 5 (3)	
	18, 885 (2)		18, 885 (3)	
	18, 885. 5 (2)		18, 885. 5 (3)	
	18, 886 (2)		18,886 (3)	
	18, 886. 5 (2)		18, 886. 5 (3)	
	18, 887 (2)		18, 887 (3)	
	18, 887. 5 (2)		18, 887. 5 (3)	
	18, 888 (2)		18,888 (3)	
	18, 888. 5 (2)		18, 888. 5 (3)	
	<u>18, 889 (2)</u>		<u>18,889 (3)</u>	
	18, 889. 5 (2)		18, 889. 5 (3)	
	<u>18, 890 (2)</u>		<u>18,890 (3)</u>	
	18, 890. 5 (2)		18, 890. 5 (3)	
	<u>18, 891 (2)</u>		<u>18, 891 (3)</u>	
	<u>18, 891. 5 (2)</u>		<u>18, 891. 5 (3)</u>	
	<u>18, 892 (2)</u>		<u>18,892 (3)</u>	
	<u>18, 892. 5 (2)</u>		18, 892. 5 (3)	
<u> </u>			19, 691 (1)	
	22, 284. 5(2)		<u>22, 284. 5 (3)</u>	
	<u>22, 285 (2)</u>		<u>22, 285 (3)</u>	
	22, 285. 5(2)		22, 285. 5(3)	
	22, 286 (2)		22, 286 (3)	
	22, 286. 5(2)		22, 286. 5(3)	
	22, 287 (2)		<u>22, 287 (3)</u>	
	22, 287. 5(2)		22, 287. 5 (3)	
	<u>22, 288 (2)</u>		<u>22, 288 (3)</u>	
	<u>22, 288. 5 (2)</u>		<u>22, 288. 5 (3)</u>	
	<u>22, 289 (2)</u>		<u>22, 289 (3)</u>	
		• •		

<u>22, 289. 5 (2)</u>	<u>22, 289. 5 (3)</u>	
22, 290. 5	22, 290. 5	
22, 291	22, 291	
22, 291. 5	22, 291. 5	
22, 292	22, 292	
22, 292. 5	22, 292. 5	
22, 293	22, 293	
22, 293. 5	22, 293. 5	
22, 294	22, 294	
22, 294. 5	22, 294. 5	
22, 295	22, 295	
22, 295. 5	22, 295. 5	
22, 296	22, 296	
22, 296. 5	22, 296. 5	
22, 297	22, 297	
22, 299. 5(2)	22, 299. 5 (3)	
22, 300 (2)	<u>22, 300 (3)</u>	
22, 300. 5(2)	<u>22, 300. 5 (3)</u>	
22, 301 (2)	<u>22, 301 (3)</u>	
22, 301. 5(2)	22, 301.5(3)	
22, 302 (2)	22,302 (3)	
22, 302. 5(2)	22, 302. 5(3)	
22, 303 (2)	<u>22, 303 (3)</u>	
22, 303. 5(2)	22, 303. 5 (3)	
22, 304 (2)	22, 304 (3)	
22, 304. 5(2)	22, 304. 5(3)	
22, 305 (2)	22,305 (3)	
22, 305. 5(2)	22, 305. 5(3)	
22, 306 (2)	<u>22, 306 (3)</u>	
22, 306. 5(2)	22, 306. 5 (3)	
22, 307 (2)	22,307 (3)	
22, 307. 5(2)	22, 307. 5(3)	
22, 308 (2)	<u>22, 308 (3)</u>	
22, 308. 5(2)	22, 308. 5(3)	
22, 309 (2)	<u>22, 309 (3)</u>	
22, 309. 5 (2)	<u>22, 309. 5 (3)</u>	
22, 310 (2)	22,310 (3)	

22, 310.5(2)	22, 310. 5(3)
22, 311 (2)	22, 311 (3)
22, 311. 5 (2)	22, 311. 5(3)
$\overline{22,312}$ (2)	22, 312 (3)
22, 312. 5 (2)	22, 312. 5 (3)
22, 313 (2)	22, 313 (3)
22, 313. 5(2)	22, 313. 5 (3)
22,314 (2)	<u>22, 314 (3)</u>
22, 314. 5 (2)	<u>22, 314. 5(3)</u>
22, 315 (2)	<u>22, 315 (3)</u>
22, 315. 5(2)	<u>22, 315. 5 (3)</u>
22,316 (2)	<u>22, 316 (3)</u>
22,316.5(2)	<u>22, 316. 5 (3)</u>
22,317 (2)	<u>22, 317 (3)</u>
<u>22, 317. 5 (2)</u>	<u>22, 317. 5 (3)</u>
22,318 (2)	<u>22, 318 (3)</u>
<u>22, 318. 5 (2)</u>	<u>22, 318. 5 (3)</u>
22, 319 (2)	22, 319 (3)
22, 319. 5(2)	<u>22, 319. 5 (3)</u>
<u>22, 320 (2)</u>	22, 320 (3)
<u>22, 320. 5 (2)</u>	22, 320. 5 (3)
22, 321 (2)	22, 321 (3)
22, 321. 5(2)	22, 321. 5 (3)
22, 322 (2)	22, 322 (3)
$\frac{22,322.5(2)}{22.322.(2)}$	22, 322. 5(3)
$\frac{22, 323  (2)}{22, 323.5(2)}$	22, 323 (3) 22, 323. 5(3)
$\frac{22,323.5(2)}{22,324}$	22, 323. 3 (3)
22, 324 (2)	22, 324 (0)
22, 325 (2)	22, 325 (3)
22, 325. 5 (2)	22, 325. 5 (3)
22, 326 (2)	22, 326 (3)
22, 326. 5 (2)	22, 326. 5 (3)
22, 327 (2)	22, 327 (3)
22, 327. 5 (2)	22, 327. 5 (3)
22, 328 (2)	22, 328 (3)
22, 328. 5 (2)	22, 328. 5 (3)

22, 329 (2)	22, 329 (3)	
22, 329. 5 (2)	22, 329. 5 (3)	
22, 330 (2)	22, 330 (3)	
22, 330. 5 (2)	22, 330. 5 (3)	
22, 331 (2)	22, 331 (3)	
22, 331. 5 (2)	22, 331. 5 (3)	
22, 332 (2)	22, 332 (3)	
22, 332. 5(2)	22, 332. 5 (3)	
22, 333 (2)	22, 333 (3)	
22, 333. 5(2)	22, 333. 5 (3)	
22, 334 (2)	22, 334 (3)	
22, 334. 5 (2)	22, 334. 5 (3)	
22, 335 (2)	22, 335 (3)	
22, 335. 5 (2)	22, 335. 5 (3)	
22, 336 (2)	22, 336 (3)	
22, 336. 5 (2)	22, 336. 5 (3)	
22, 337 (2)	22, 337 (3)	
22, 337. 5(2)	22, 337. 5(3)	
22, 338 (2)	22, 338 (3)	
22, 338. 5 (2)	22, 338. 5 (3)	
22, 339 (2)	22, 339 (3)	
22, 339. 5(2)	22, 339. 5(3)	
22, 340 (2)	<u>22, 340 (3)</u>	
22, 340. 5(2)	22, 340. 5(3)	
<u>22, 341 (2)</u>	<u>22, 341 (3)</u>	
<u>22, 341. 5 (2)</u>	<u>22, 341. 5 (3)</u>	
<u>22, 342 (2)</u>	<u>22, 342 (3)</u>	
<u>22, 342. 5 (2)</u>	22, 342. 5 (3)	
<u>22, 343 (2)</u>	<u>22, 343 (3)</u>	
22, 343. 5	22, 343. 5	
<u>22, 344 (2)</u>	22,344 (3)	
<u>22, 344. 5 (2)</u>	<u>22, 344. 5 (3)</u>	
22, 345 (2)	22, 345 (3)	
22, 345. 5(2)	22, 345. 5(3)	
<u>22, 346 (2)</u>	<u>22, 346 (3)</u>	
<u>22, 346. 5 (2)</u>	<u>22, 346. 5 (3)</u>	
<u>22, 347 (2)</u>	<u>22, 347 (3)</u>	

22, 347. 5(2)	22, 347.5(3)	
22, 348 (2)	22, 348 (3)	
22, 348. 5 (2)	22, 348. 5 (3)	
22, 349 (2)	22, 349 (3)	
22, 349. 5 (2)	22, 349. 5 (3)	
22, 350 (2)	22, 350 (3)	
22, 350. 5 (2)	22, 350. 5 (3)	
22, 351 (2)	22, 351 (3)	
22, 351. 5(2)	22, 351. 5 (3)	
25, 173 (2)	25, 173 (3)	
25, 173. 5 (2)	25, 173. 5 (3)	
25, 174 (2)	<u>25, 174 (3)</u>	
25, 174. 5(2)	<u>25, 174. 5 (3)</u>	
<u>25, 175 (2)</u>	<u>25, 175 (3)</u>	
<u>25, 175. 5 (2)</u>	<u>25, 175. 5 (3)</u>	
<u>25, 176 (2)</u>	<u>25, 176 (3)</u>	
<u>25, 176. 5 (2)</u>	<u>25, 176. 5 (3)</u>	
<u>25, 177 (2)</u>	<u>25, 177 (3)</u>	
<u>25, 177. 5 (2)</u>	<u>25, 177. 5 (3)</u>	
<u>25, 178 (2)</u>	<u>25, 178 (3)</u>	
<u>25, 178. 5 (2)</u>	<u>25, 178. 5 (3)</u>	
<u>25, 179 (2)</u>	<u>25, 179 (3)</u>	
<u>25, 179. 5 (2)</u>	25, 179. 5 (3)	
<u>25, 180 (2)</u>	<u>25, 180 (3)</u>	
<u>25, 180. 5(2)</u>	25, 180. 5 (3)	
<u>25, 181 (2)</u>	<u>25, 181 (3)</u>	
<u>25, 181. 5(2)</u>	25, 181. 5 (3)	
<u>25, 182 (2)</u>	25, 182 (3) 25, 193, 5(3)	
<u>25, 182. 5(2)</u>	25, 182. 5(3) 25, 182. (2)	
<u>25, 183 (2)</u>	25, 183 (3) 25, 183 5(3)	
25, 183. 5 (2) 25, 184 (2)	25, 183. 5 (3) 25, 184 (3)	
25, 184. 5 (2) 25, 185 (2)	25, 184. 5 (3) 25, 185 (3)	
25, 185. 5(2) 25, 185. 5(2)	25, 185 (3) 25, 185. 5 (3)	
25, 186 (2)	25, 185. 3 (3) 25, 186 (3)	
25, 186 (2) 25, 186, 5 (2)	25, 186 (3) 25, 186. 5 (3)	

i .	
	<u>25, 187 (2)</u>
	25, 187. 5 (2)
	25, 188 (2)
	25, 188. 5 (2)
	25, 189 (2)
	25, 189. 5 (2)
	25, 190 (2)
	25, 190. 5 (2)
	25, 191 (2)
	25, 191. 5 (2)
	25, 192 (2)
	<u>25, 192. 5 (2)</u>

注

1 この表に掲げる周波数は、海岸局と通信を行う場合に限る。

[削る]

- <u>2</u> (1)は、海上保安庁の海岸局と船位通報に関する通信を行う場合にも使用することができる。
- <u>3</u> (2)は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認する場合に限り使用することができる。
- 4 (3)は、この周波数の使用は国内ではデジタル選択呼出しを行う場合に限る。
- 5 (4)は、海上保安用にも使用することができる。
- 6 (5)は、公共業務用にも使用できる。

[ウ~オ 略]

[(3) 略]

(4) 30,005kHz以上の周波数

[ア~ウ 略]

エ ア、イ及びウ以外のもの

使用電波の型式及び周波数 (MHz)			
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信			
F 3 E		F1D及びF1E	
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅 12.5kHz	チャンネル幅 6. 25kHz	チャンネル幅 12.5kHz

25, 187 (3)
<u>25, 187. 5 (3)</u>
<u>25, 188 (3)</u>
<u>25, 188. 5 (3)</u>
<u>25, 189 (3)</u>
<u>25, 189. 5 (3)</u>
<u>25, 190 (3)</u>
<u>25, 190. 5 (3)</u>
<u>25, 191 (3)</u>
<u>25, 191. 5 (3)</u>
<u>25, 192 (3)</u>
25, 192. 5 (3)

注

- 1 この表に掲げる周波数は、海岸局と通信を行う場合に限る。
- 2 (1)は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。
- $\underline{3}$  (2) は、海上保安庁の海岸局と船位通報に関する通信を行う場合にも使用することができる。
- $\underline{\underline{4}}$  (3)は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認する場合に限り使用することができる。
- 5 (4)は、この周波数の使用は国内ではデジタル選択呼出しを行う場合に限る。
- 6 (5)は、海上保安用にも使用することができる。
- 7 (6)は、公共業務用にも使用できる。

[ウ~オ 同左]

[(3) 同左]

(4) [同左]

「ア~ウ 同左]

エ 「同左〕

使用電波の型式及び周波数 (MHz)			
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信			ļ,
F 3 E		F 1 D及びF 1 E	
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6. 25kHz	

(5)(6) 125(5)(6) 25 (5)(6)	457. 515625(5) 457. 521875(5) 457. 528125(5) 457. 534375(5) 457. 540625(5) 457. 546875(5) 457. 553125(5)	457. 525 (5) 457. 5375(5) 457. 55 (5) 457. 5625(5) 457. 575 (5) 467. 525 (5) 467. 5375(5)
	457. 528125(5) 457. 534375(5) 457. 540625(5) 457. 546875(5) 457. 553125(5)	457. 55 (5) 457. 5625(5) 457. 575 (5) 467. 525 (5)
25 (5)(6)	457. 534375(5) 457. 540625(5) 457. 546875(5) 457. 553125(5)	457. 5625(5) 457. 575 (5) 467. 525 (5)
	457. 540625(5) 457. 546875(5) 457. 553125(5)	457. 575 (5) 467. 525 (5)
	457. 546875(5) 457. 553125(5)	467. 525 (5)
	457. 553125(5)	
	1	467. 5375(5)
	!	
	457. 559375(5)	467.55 (5)
	457. 565625(5)	467. 5625(5)
	457. 571875(5)	467. 575 (5)
	457. 578125(5)	
	457. 584375(5)	
	467. 515625(5)	
	467. 521875(5)	
	467. 528125(5)	
	467. 534375(5)	
	467. 540625(5)	
	467. 546875(5)	
	467. 553125(5)	
	467. 559375(5)	
	467. 565625(5)	
	467. 571875(5)	
	467. 578125(5)	
	467. 584375(5)	
		457. 571875(5) 457. 578125(5) 457. 584375(5) 467. 515625(5) 467. 521875(5) 467. 528125(5) 467. 534375(5) 467. 546875(5) 467. 546875(5) 467. 553125(5) 467. 559375(5) 467. 565625(5) 467. 571875(5) 467. 578125(5)

[注 略]

[(5) 略]

[2 略]

3 船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

[(1) 略]

(2) 400MHz帯

使用電波の型式及び周波数 (MHz)

		<u> </u>
149.65 (1)	467. 6 (5)(6)	457. 515625(5)
150.53 (1)	467. 6125(5)(6)	457. 521875(5)
151.09 (1)	467. 625 (5)(6)	457. 528125(5)
151. 33 (1)		457. 534375(5)
152.37 (1)		457. 540625(5)
153.49 (1)		457. 546875(5)
157. 49 (1)		457. 553125(5)
158. 53 (1)		457. 559375(5)
158. 57 (1)		457. 565625(5)
158.69 (1)		457. 571875(5)
158.85 (2)		457. 578125(5)
158.89 (1)		457. 584375(5)
158. 93 (1)(3)		467. 515625(5)
159. 03 (1)(3)		467. 521875(5)
159.05 (1)		467. 528125(5)
159.07 (1)(3)		467. 534375(5)
159.17 (1)		467. 540625(5)
161.05 (1)(3)		467. 546875(5)
457. 525(4)(5)		467. 553125(5)
457.55 (5)		467. 559375(5)
457. 575(5)		467. 565625(5)
		467. 571875(5)
		467. 578125(5)
		467. 584375(5)

[注 同左]

[(5) 同左]

[2 同左]

3 船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

[(1) 同左]

(2) [同左]

使用電波の型式及び周波数 (MHz)

F 3	F.	の送信その他全ての通 F 1 D及	
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅	チャンネル幅	<u>ン・・・レーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>
	12. 5kHz	6. 25kHz	12.5kHz
457. 525(1)	467.6 (2)	457. 515625	457. 525
457. 55	467. 6125(2)	457. 521875	457. 5375
457. 575	467. 625 (2)	457. 528125	457. 55
		457. 534375	457. 5625
		457. 540625	457. 575
		457. 546875	467. 525
		457. 553125	467. 5375
		457. 559375	467. 55
		457. 565625	467. 5625
		457. 571875	467. 575
		457. 578125	
		457. 584375	
		467. 515625	
		467. 521875	
		467. 528125	
		467. 534375	
		467. 540625	
		467. 546875	
		467. 553125	
		467. 559375	
		467. 565625	
		467. 571875	
		467. 578125	
	İ	467. 584375	

呼出し	、応答及び準備信号の送信	その他全ての通信
F 3	BE	F1D及びF1E
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6. 25kHz
457. 525(1)	467. 6 (2)	457. 515625
457. 55	467. 6125(2)	457. 521875
457. 575	467. 625 (2)	457. 528125
		457. 534375
		457. 540625
		457. 546875
		457. 553125
		457. 559375
		457. 565625
		457. 565625 457. 571875 457. 578125 457. 584375
		457. 578125
		457. 584375
		467. 515625
		467. 521875
		467. 528125
		467. 534375
		467. 540625
		467. 546875
		467. 540625 467. 546875 467. 553125
		467. 559375
		467. 565625
		467. 571875
		467. 578125
		467. 584375

[注 略]

[4 略]

[注 同左] [4 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を伏した表記部分を除く全体に伏した下線は注記である。

### 

一部を次のように改正する。合のF一口電波及びF一日電波又はF三日電波四五〇呱を超え四七〇呱以下の周波数を定める件)の平成三十年総務省告示第三百四十号(船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十三条の三の三の規定に基づき、

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

	岁 川 滚		名 H 恒							
船上通信局又は船舶号	R が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF <mark>一口電波及びF</mark> ーF	<b>4</b>	船上通信局又は船舶	局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のF一口電波及びF一F						
波又はF三日電波四下	4○妣 を超え四七○妣 以下の周波数は、汝の妻のとおりとする。	##	波又はF三日電波四	五○妣を超え四七○妣以下の周波数は、汝の表のとおりとする。						
電波の型式	<u> </u>		電波の型式	<u> </u>						
- A	倍数を加えたもの並びにこれらの周波数に一○地を加えたもの、四五七・五二五○地及び四五七・五二五○地に一二・五池の自然四五七・五二五○地以下の周波数であってを加えたものとたちののは然後倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一○地ズ・二五地の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一○地であって、四五七・五一五六二五地及び四五七・五一五六二五地に四五七・五一五六二五地以上四五七・五八四三七五地以下の周波数四五七・五一五六二五地以上四五七・五八四三七五地以下の周波数四五七・五一五六二五地以上四五七十五八四三十五地			朏 を加えたものに六・二五晩の自然教悟を加えたもの並びにこれらの周波数に一〇であって、四五七・五一五六二五朏 及び四五七・五一五六二五朏 以下の周波数四五七・五一五六二五朏 以上四五七・五八四三七五朏 以下の周波数						
- [- 整 ]	[翌]	-   <u>L</u>	[[[]]]	[ 區土 ]						

○総務省告示第二百七十六号

和二年総務省告示第四百十一号)の一部を次のように変更する。電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(令

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変

#### 変 更 後 変 更 前 第2 周波数割当表 第2 周波数割当表 $\lceil 1 \sim 7$ 略] 「1~7 同左] 周波数割当表 周波数割当表 第1表 8.3kHz - 27500kHz 第1表 8.3kHz - 27500kHz 無線局の目的 「略〕 国内分配 (kHz) 無線局の目的 周波数の使用に関する条件 [同左] 国内分配(kHz) 周波数の使用に関する条件 (4) (5) (6) (4)(5) (6) [略] [同左] [同左] [同左] [同左] [略] [略] [略] [略] [同左] 2173. 5-移動 公共業務用 船舶デジタル選択呼出し用及び船舶無線電話用と [同左] [同左] [同左] 船舶デジタル選択呼出し用、船舶狭帯域直接印刷 2190.5一般業務用 電信用及び船舶無線電話用とする。 J16 J17 J18 J19 [略] 「略] [同左] [同左] [同左] 「略] [略] [同左] 「第2表・第3表 略] 「第2表・第3表 同左] 国内周波数分配の脚注 国内周波数分配の脚注 「J1~J117 略] [J1~J117 同左] J118 T118 移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信及び安 移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全 全通信に限る。 通信に限る。 「J119~J129 同左] 「J119~J129 略] J130 J130 この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務及び移動業務の共用のため、決議第 この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用の 744(WRC-07、改)を適用する。 ため、決議第744(WRC-07、改)を適用する。 「1131~1296 同左] 「J131~J296 略] 「別表1-1~別表3-4 略] 「別表1-1~別表3-4 同左〕 別表3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表 別表 3-5 [同左] 「(1) 略] [(1) 同左] (2) デジタル変調方式の周波数表 (2) [同左] 457.515625MHz 457.521875MHz 457.525MHz 457. 528125MHz 457.534375MHz 457.515625MHz 457. 521875MHz 457. 528125MHz 457.534375MHz

457.553125MHz

467.534375MHz

457.575MHz

457. 540625MHz

457.565625MHz

467.515625MHz

467.540625MHz

457.546875MHz

467.521875MHz

467.546875MHz

457.553125MHz

467.528125MHz

467.553125MHz

457. 571875MHz 457. 578125MHz

457.5375MHz

467. 515625MHz

457, 559375MHz 457, 5625MHz

457. 578125MHz 457. 584375MHz

457.540625MHz

467.521875MHz 467.525MHz

457.546875MHz

457, 565625MHz

457.55MHz

457.571875MHz

467.528125MHz

457.559375MHz

457.584375MHz

467.534375MHz

467.559375MHz

467.5375MHz	467.540625MHz	467.546875MHz	467.55MHz	467.553125MHz	467.565625MHz	467. 571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz	 
467.559375MHz 467.578125MHz	467.5625MHz 467.584375MHz	467.565625MHz	467.571875MHz	467.575MHz					
[別表4~別表11-	-3 略]				[別表4~別表11-	- 3 同左]			
[国際周波数分配の	)脚注 略]				[国際周波数分配の	脚注 同左]			
備考 表中[ ]の記	職は注記である。								

### ○総務省告示策

#

Щ

Ш

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条の五第四項の規定に基づ き、平成四年郵政省告示第六十一号(電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に基づく船舶の入 港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件)の一部を次のように改正する。 令和

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 の破線で囲んだ部分のように改める。

	松	正 後		名 川 洭									
別表				<u> </u>									
無線設備の機器		点検の項目		無線設備の									
信設備の機器一送信設備及び受	[ 🖫 盤]	[ 隺 ]	[	[] 區刊	] [:	≘ [□ 겍 ]		[ 區刊 ]	[區刊]				
	器 帯の無線設備の機中の無線設備の機力短波帯及び短波設備の機器並びにの 中短波帯の無線	[ 1 图	[ 盤 ]		[:	<u>②</u> 匠刊]		[1 區刊]	[區4]				
		接置の機能の確認 ら デジタイ選択呼出 [ 4	た試験の良否 イ 試験機能を用い 機能の良否 ア 連難警報の記憶 「路」 「路」					● 禁電の機能等の確 ・ 禁電の機能の確認 ・ 禁電の機能の確認 ・ デジタン選択呼出 「 4 同上」 「 8 同上] 「 2 同上]	た試験の良否イ 試験機能を用い能の良否				
[略]	[	[ 智]	[	[區刊]	[ ]	匝刊]		記録を表記されている。	[同上] 品の有無 イ 記録紙等の消耗				

医三

(桶行型口)

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(凝過推圖)

の設置が継続する限り、従前の例によることができる。る改正後の平成四年郵政省告示第六十一号の規定にかかわらず、この告示の施行後においても、そ2 令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示によ

# 〇 総務 領 告 示 策 导

難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件)の一部を次のように改正する。き、平成四年郵政省告示第九十一号(電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条の五第一項の規定に基づ

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

ていないものは、これを加える。後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

施行規則第28条の5第3項の規定により、同条第1項の機器を備えることが困難又は不合理で [同左] ある場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄 に掲げる無線設備の機器とする。

に掲げ	掲げる無線設備の機器とする。							_											
当該	当該義務船舶局等のある船舶の区分 無線設備の機器(○印を付したものとする。)							当該義務船	舶局等のあ	る船舶の国	区分	無線設備の機器(○印を付したものとする。)				)			
国際	航海	船舶の種	施行規則	総トン数	施行規則	施行規則	短波帯の	インマル	当該義務		国際航海	船舶の種	施行規則	総トン数	施行規則	施行規則	短波帯の	インマル	当該義務
従事	の有	類	第28条第		第28条第	第28条第	無線設備	サット船	船舶局等		従事の有	類	第28条第		第28条第	第28条第	無線設備	サット船	船舶局等
無			1項各号		1項第1	1項第2	(デジタ	舶地球局	のある船		無		1項各号		1項第1	1項第2	(デジタ	舶地球局	のある船
			の航行す		号の (1)	号の (1)	ル選択呼	のインマ	舶の航行				の航行す		号の (1)	号の (1)	ル選択呼	のインマ	舶の航行
			る海域に		の無線設	の(二)	出装置及	ルサット	する海域				る海域に		の無線設	の (ニ)	出装置及	ルサット	する海域
			応じた船		備	の無線設	び無線電	C型の無	に応じて				応じた船		備	の無線設	び無線電	C型の無	に応じて
			舶の区分			備	話による	線設備又	当該船舶				舶の区分			備	話による	線設備又	当該船舶
							通信が可	は施行規	を運航す								通信が可	は施行規	を運航す
							能なもの	則第12条	るために								能なもの	則第12条	るために
							に限	第6項第	必要な陸								に限	第6項第	必要な陸
							る。)及	2号に規	上との間									2号に規	
								定する船									び短波帯	定する船	の通信を
								舶地球局									の <u>デジタ</u>		
								のうち									ル選択呼		ができる
								1621.35M	無線設備								出専用受		無線設備
							11 . 12	Hzから									信機	Hzから	
								1,626.5M										1,626.5M	
								Hzまでの										Hz まで	
								周波数の										の周波数	
								電波を使										の電波を	
								用する無										使用する	
							ル選択呼	綠設備										無線設備	
							出装置及												
							び無線電												
							話による												
							通信が可												
							能なもの												
							<u>に限</u> 、ア												
						1	る。)及												

						び 波 短 の タ 択 専 信機												
国際航海にが		3	全ての船	0	0	0	0			国際航海	旅客船		全ての船	0		0	0	
従事する船		第28条第			注 1	注 1	注 1			に従事す		第28条第	11			注 1	注 1	
舶		1項第2							Ш	る船舶		1 項第 2	11					
	H	号の船舶 梅行規則	全ての船	<u> </u>	0	0	0		- []			号の船舶施行規則	全ての船				0	
		第28条第		0		注 1	注 1		H			第28条第					注 3	
		1項第3				注 2	注 3					1 項第 3						
		号の船舶							Ĺij			号の船舶						
		施行規則				0	0						100 トン		[	0	0	
角		第28条第	未満			注 1	注 1				船舶	第28条第				注 1	注 1	
		1項第1 号の船舶										1項第1 号の船舶						
		施行規則			0	0	0	0					100 トン		0	0	0	0
		第28条第			注 1	注 1	注 1	注 1	11			第28条第			注 1	注 1	注 1	注 1
			300 トン	0	0	0	0	0					300 トン	0		0	0	0
		号の船舶			注 4	注 4	注 4	注 4	┇╽			号の船舶				注 4	注 4	注 4
		1	その他の	0	0	0	0						その他の	0		O	0	
			船舶		注 1	注 1	注 1		:				船舶			注 1	注 1	
		施行規則				0	0						100 トン			0	0	
		第28条第	未満			注 1	注 1					第28条第				注 1	注 1	
		1項第3	000 1 2			注 8			- 1			1項第3						1
			300 トン 未満	<u>〇</u> 注 9		○ 注 1	○ 注 1					方の船船	300 トン 未満	0		○ 注 1	〇 注 1	
			八個	<u>17. 3</u>		注 8	任 1						小仙			1 1	年 1	
			その他の	0		0	0	<b>†</b>	11				その他の	0			0	
			船舶			注 1	注 1						船舶				注 3	
						注 2	注 3		]				注 2					

国際航海に	旅客船	施行規則	100 トン		0	0	0	0
従事しない		第28条第	未満		注 1	注 1	注 1	注 1
船舶		1 項第 2	その他の	0	0	0	0	
		号の船舶	船舶		注 1	注 1	注 1	
		施行規則	100 トン			0	0	'
		第28条第	未満			注 1	注 1	
		1 項第 3	その他の	0		0	0	
		号の船舶	船舶	注 9		注 1	注 1	<u> </u>
	漁船	施行規則	100 トン			0	0	'
	注 5	第28条第	未満			注 6	注 6	
		1 項第 3	その他の	0	$\circ$	0	0	
		号の船舶	船	注 7		注 6	注 6	
		į.		注 9				<u> </u>
	その他の	施行規則	100 トン			0	0	
	船舶	第28条第	未満			注 1	注 1	
		1 項第 3	その他の	0		0	0	
		号の船舶	船舶	注 9		注 1	注 1	

### 「注1 略]

<u>注2</u> 中短波帯及び短波帯の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能 なものに限る。)及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備える場合は、施 行規則第28条第1項第2号の(1)の(二)の無線設備を備えることを要しない。

[注3~注7 略]

- <u>注8</u> 中短波及び短波帯の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能な ものに限る。)及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を除く。
- <u>注9</u> 平水区域のみを航行する船舶又は、船舶設備規程第2条第3項の2時間限定沿海船等は 備えることを要しない。

国際航海	旅客船	施行規則	100 トン		0	0	0	0
に従事し		第28条第	未満		注 1	注 1	注 1	注 1
ない船舶		1項第2	その他の	0		0	0	<u> </u>
		号の船舶	船舶			注 1	注 1	į
		施行規則	100 トン			0	0	
		第28条第	未満			注 1	注 1	
		1項第3	その他の	$\circ$		0	0	
		号の船舶	船舶			注 1	注 1	
	漁船	施行規則	100 トン			0	0	
	注 5	第28条第	未満			注 6	注 6	
		1項第3	その他の	0		0	0	
		号の船舶	船	注 7		注 6	注 6	ļ
								ļ
	その他の	施行規則	100 トン			0	0	
	船舶	第28条第	未満			注 1	注 1	
		1項第3	その他の	0		0	0	
		号の船舶	船舶			注 1	注 1	

[注1 同左]

<u>注2</u> インマルサット船舶地球局の通信範囲内のみを航行する船舶(短期間のみ当該通信範囲を超えて航行する船舶であって総合通信局長が当該通信範囲内のみを航行する船舶として取り扱うことを認めるものを含む。)に限る。

[注3~注7 同左]

[新設]

[新設]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

医三

(福行財口)

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(凝過推圖)

継続する限り、従前の例によることができる。の平成四年郵政省告示第六十一号の規定にかかわらず、この告示の施行後においても、その設置が2 令和七年一月一日に現に船舶に設置している予備設備の機器については、この告示による改正後

# 〇 総務 領 告 示 策 号

を吹のように改正し、令和七年一月一日から施行する。成四年郵政省告示第六十九号(義務船舶局等の連難通信の通信方法に関する事項を定める件)の一部電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条の三の規定に基づき、平

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

の傍線を付した部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

改 正 後	名 H 洭
三一デジタル選択呼出装置及び無線電話により遭難通信を送信する電波	る電波三、デジタル選択呼出装置、狭帯域直接印刷電信装置及び無線電話により連難通信を送信す
[ ⑤~十⑤ 盤]	[日~十日 匠刊]
[ 世	[
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

# 

技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。の規定に基づき、平成二年郵政省告示第五百六十七号(船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の無線設備規則(昭和二十五年電波管理委員会規則第十八号)第四十条の五第一項第三号及び第二項

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

の下線を付した部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

<b>20</b> 月 %	改
別図第二号 遭難警報のための選択呼出信号の構成 (海岸局の装置は除く。)	別図第二号 遭難警報のための選択呼出信号の構成(海岸局の装置は除く。)
[表略]	[表同左]
注	注
[ 1~7 略]	[ 1~7 同左]
8 引き続いて行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」である第一テレコ	8 引き続いて行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」又は「狭帯域直接印
マンドを別表第一号に従って1つのコード番号にコード化するものであること。ただし、	<u>刷電信装置」</u> である第一テレコマンドを別表第一号に従って1つのコード番号にコード化す
クラスB、D及びEの装置にあっては、次のとおりであること。	るものであること。ただし、クラスB、D及びEの装置にあっては、次のとおりであるこ
	と。
[(1) • (2) 略]	[(1)・(2) 同左]
[9·10略]	[9・10 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

\_

至 宝

( 程行 野口)

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(凝過措置)

その設置が継続する限り、従前の例によることができる。る改正後の平成二年郵政省告示第五百六十七号の規定にかかわらず、この告示の施行後においても、2 令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示によ

### 

を次のように改正する。平成十一年郵政省告示第二百四十六号(無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件)の一部無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第四条第一項ただし書の規定に基づき、

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

ほ、これを削る。 規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

改 旧 後	段 旧 洭
別表 機器の測定回路及び測定方法	別表 機器の測定回路及び測定方法
以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則とて、1	以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則とて、1
×10 <sup>-8</sup> 以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。	×10 <sup>-8</sup> 以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。
[ 1 ~10 略]	[ 1~10 同左]
[削る]	<u>11</u> 狭帯域直接印刷電信装置の機器
	(1) マーク及びスペース周波数
	測定回路及び測定方法は、9(3)に同じ。
	(2) 信号伝送速度
	測定回路及び測定方法は、9(4)に同じ。
<u>11~13</u> [略]	12~14 [同左]
<u>14</u> ナブテックス受信機の機器	<u>15</u> ナブテックス受信機の機器
試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。	試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。
測定回路及び測定方法は、 <u>12に同じ。</u>	測定回路及び測定方法は、 <u>13に同じ。</u>
<u>15~19</u> [略]	<u>16</u> ~ <u>20</u> [同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

\_

(搖行財日)

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(凝過推圖)

の設置が継続する限り、従前の例によることができる。る改正後の平成十一年郵政省告示第二百四十六号にかかわらず、この告示の施行後においても、そ2 令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示によ

### 

に改正する。 規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)の一部を次のよう和五十五年郵政省告示第三百二十九号(船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十八条第三項の規定に基づき、昭

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

のは、これを加える。 ものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

| 無緩設購累訓(以下「設購規訓」という。)第四十八条第三頃の規定により、鉛铀に設置す | [ | 同上] る無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又 は不合理であるものは、次のとおりとする。 || 空中線電力が一七〇ワット以下のもの(九池帯の周波数の電波を使用するレーダーであつ [海敦] て、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号。以下「施行規則」という 。) 第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変 調方式が周波数変調であって連続波方式(間欠的連続波方式を除く)以外の方式で送信する ものに限る。) 3 空中線電力が二○○ミリワット以下のもの(九泚帯の周波数の電波を使用するレーダーで □ 空中線電力が二○○ミリワット以下のもの(九池帯の周波数の電波を使用するレーダーで <u> あつて、 随行関訓第三十一条第二頃第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子</u> あって、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号。以下「施行規則」と を使用し、変調方式が周波数変調であつて連続皮方式(間欠的連続皮方式を徐く)により送 <u>いろ。) 第三十一条第二頃第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用す</u> 信するものに限る。) るものに限る。) 20・四 [旧山] 二 前項のレーダーの技術的条件は、次のとおりとする。 11 [區刊] コ 指国第一号に掲げるレーダーは、炊に掲げる条件に適合すること。 - [뜨긔] 関係用する周波数は、九・三毗から九・五咄までとし、電波の型式がD○Z電波、Q○Z 団 P○Z電波、Q○Z電波、>○Z電波又はF三Z電波九・三地から九・五池までの周波 電波又はVON電波であること。 数の電波を使用するものであること。 [3~8 器] [二~四 ] [霊ゆ] のパルス幅は二二マイクロ秒以下及びQ○N電波(3/mの場合に限る。)又はF三N 電波の周波数掃引時間はニニマイクロ秒を超えニミリ秒以下であること。 <u>≅</u>•<u>≅</u> [匠귀] **三・** 三 [ 器] 図○N電波のパルス幅は一・ニマイクロ秒以下、@○N電波のパルス幅は二ニマイクロ [犛蝦] 妙以下であること。 訓 衝撃係数(パルス幅とパルス間期との比をいう。)は三・一パーセント以下であること [海敦] ■ か当たりの平均電力は、五・八ワット以下であること。 [整設] 対頭電力と出力できる最も広いパルス幅の積は、一秒当たり五・五ワットに一〇のマイ [海設] ナス三乗を乗じた値を超えないものであること。 □ 前項第二号に掲げるレーダーは、炊に掲げる条件に適合すること。 [海設] Z電波であること。 同 F三Z電波又はQ○Z電波の周波数隔引時間は1117マイクロ砂を超え11ミリ砂以下であ めいわ。

- 一世界の大学のでは、またな。 - 一世界の大学のでは、またな。 - 一世界の大学のでは、 - 一世界の大学のできます。 - 一世界のできます。 - 一世界のできまする。 - 一世界のできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	l =								
□ 前項第三号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。	□ 前項第二号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。								
[①~⑥ 惺]	[①~⑤ 區刊]								
	□ 前項第三号に掲げるレーダーであって、三二・三咄から三五・二咄までの周波数の電波を								
使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。	使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。								
[① <b>~</b> ⑥ 盤]	[①~⑥ 匠斗]								
F考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。									

iii 前きつからりまでと場げる条件と歯合すること。

〇総務省告示第 号

次のように改正する。一③の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号(特性試験の試験方法を定める件)の一部を特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)別表第一号

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

裖 □ 特定試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別 [□ 同上] 表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特 定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(以下「証明規則」という。)第二条第一項に 定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。 無線設備の種別 無線設備の種別 表 一~ [ 2 ] 1~旧 [旧刊] □ 百 証明規則第二条第一項第二十九号に掲げる無線設備 □百一 証明規則第二条第一項第二十九号に掲げる無線設備 別表第五十九 別表第五十九 |百二 証明規則第二条第一項第二十九号の二に掲げる無線設備 別表第五十九 別表第五十九 |百三 証明規則第二条第一項第二十九号の三に掲げる無線設備 | 四日〜四川十日 | [盤] [21・8 器] [2・6 匝刊] [ 別表第一~別表第五十八 略 ] [ 別表第一~別表第五十八 同左 ] 別表第五十九 証明規則第2条第1項第29号から第29号の3までに掲げる無線設備の試験方法 別表第五十九 証明規則第2条第1項第29号に掲げる無線設備の試験方法 [一~六 略] [ 一~六 同左 ] [別表第六十~別表第八十九 略] [ 別表第六十~別表第八十九 略 ] 備考 表中の「 ] の記載は注記である。

# 

七年一月一日から施行する。年郵政省告示第百二十六号(型式検定手続の一部省略を定める件)の一部を次のように改正し、令和電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)第十条ただし書の規定に基づき、昭和三十七

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

为	正 後			松	当					
一 電波法(昭和二十五年法律第百三十一旦	々)第三十七条の規定による	機器の検定において、次の	6	1 [區斗]						
表の上欄に掲げる機器で、その構成が型式	1、検定に合格した同種の機器	の構成とそれぞれ下欄に掲	包							
げる事項の一のみについて相違するものに	にあつては、その相違する事	項以外の事項に係る試験を	A							
<b>治略するものとする。</b>										
<b>泰</b>		構成事例		<b>泰</b>		構成事例				
[		[ 2 ]		[ 區斗]		[ 匠斗 ]				
法第三十三条の規定により備えなければ	デジタル選択呼出装置	一 信号処理部	1	法第三十三条の規定により備えなければな	デジタル選択呼出装置	一 信号処理部				
ならない無線設備の機器(船舶に施設す		ニ 入出力部	il.	らない無線設備の機器(船舶に施設する枚		ニ 入出力部				
る救命用の無線設備の機器を除く。)			il.	命用の無線設備の機器を除く。)	狭帯域直接印刷電信装置	一 信号処理部				
			i			二 入出力部				
	[	[	1		[ 屆식 ]	[ 區斗 ]				
[ 隺 ]		[		[區斗]						
[1] 盤]		_		[1] 區4]						
備考 表中の[ ]の記載は注記である。										

# 〇 総務省告示第 中

ように改正する。年二年郵政省告示第二百四十号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を次の電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十三条の規定に基づき、平成二

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

改 正 後	改 正 前
[ ・   盤]	[1・11 區出]
三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、汝のとおりとする。	川 [區刊]
[	[1~℃ 匠刊]
<ul><li>め次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</li></ul>	の [匠刊]
[工・① 智]	[①・① 匠斗]
□ 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号(無線航行のためのレーダーで無線設備規則の	□ 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号(無線航行のためのレーダーで無線設備規則の
規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項	規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項
第一号、第二号及び第三号に規定するレーダー(法第四条第二号の適合表示無線設備であ	第一号及び第二号に規定するレーダー(法第四条第二号の適合表示無線設備であって、電
って、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。)	波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。)
備考 表中の「 ] の記載は注記である。	

○総務省告示第 号

機械的及び電気的条件)は廃止する。平成二年郵政省告示第五百七十七号(狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

選

(桶作點口)

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(凝過措置)

行後においても、その設置が継続する限り、従前の例によることができる。2 令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示の施

# 〇 総務省告示第 中

る。訓練の課程の認定基準のための訓練要領)の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行す告示第二百八十一号(無線従事者規則第六十一条第五号の規定に基づく船舶局無線従事者証明に係る無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六十一条第五号の規定に基づき、平成二年郵政省

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後

			出 後			数 II									
別表第一号 認定	定新規訓練の課程					別表第一号 認	定新規訓練の課	程に係るもの							
科目			訓練の項目	訓練の程度	使用する設	科目			訓練の項目	訓練の程度	使用する設				
				(注1)	備					(注1)	備				
学科	[略]	[略]_	[ 略]	_ <u> </u>	[略]	学科	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]				
	義務船舶局	無線設備の	中短波帯	Α			義務船舶局	無線設備の	中短波帯	A					
	等無線設備	取扱い	( 1,606.5k				等無線設備	取扱い	( 1,606.5k						
	の管理	i	Hz を 超 え				の管理	;	Hz を 超 え		<b>:</b>				
		į	3,900kHz 以						3,900kHz 以		!				
		!	下の周波数						下の周波数		i				
		1	帯をいう。	j				<u> </u>	帯をいう。						
		į	以下この表						以下この表						
		i	において同	1					において同						
			じ。) の無						じ。) 及び		i				
		!	線設備(デ					i	短波帯						
		į	ジタル選択						( 4MHz を超		!				
		i	呼出装置、	1					え 26.175MHz		<u> </u>				
		i i	無線電話及					!	以下の周波		! !				
		I.	び直接印刷						数帯をい		! !				
		į	電信装置に						う。以下こ		!				
		;	よる通信が						の表におい		<u> </u>				
		1	可能なもの						て同じ。)の		;				
		!	に限る。)						無線設備		! !				
		į	の機器						(デジタル						
			インマルサ	<u>A</u>					選択呼出装		į I				
		!	ット船舶地					i	置、無線電		;				
		į	球局のイン						話及び狭帯		!				
		i	マルサット						域直接印刷		<u>i</u>				
		1	C型又は第						電信装置に		i				
		!	十二条第六						よる通信が						
		į	項第二号に						可能なもの		:				
			規定する船						に限る。)		<u> </u>				
		1 1	舶地球局の						の機器						
		į	うちー、六												
		i	二一・三五								-				
		!	MHzから								i				
		i	一、六二								I				

			六・五MH zまでの周					 			
			波数の電波 を使用する		 			 			
		!	無線設備					I 			
		[略]	[略]	[略]	•			[同左]	[同左]	[同左]	
	[略]	[略]	[略]	[略]			[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
実技	義務船舶局	無線設備の	中短波帯の	A	[略]	実技	義務船舶局	無線設備の	中短波带及	A	[同左]
	等無線設備	取扱い	無線設備				等無線設備	取扱い	び短波帯の		
	の管理		(デジタル				の管理		無線設備		
			選択呼出装						(デジタル		
			置、無線電						選択呼出装		
			話及び <u>直接</u>						置、無線電		
			印刷電信装						話及び <u>狭帯</u>		
			<u>置</u> による通						域直接印刷		
			信が可能な						電信装置に		
			ものに限						よる通信が		
			る。)の機						可能なもの		
			器						に限る。)		
									の機器		
			[略]	[略]					[同左]	[同左]	
		[略]	[略]	[略]	[略]			[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[注 略]	·	·		·		[注 同左]	·	·		·	
備考 表中の	[ ]の記載は注記	<b>『である。</b>									

# 〇総務省告示第 号

、令和七年一月一日から施行する。郵政省告示第五百五十三号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を炊のように改正し無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年

令和 年 日 日

総務大臣 村上誠一郎

の傍線を付した部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

	改 正 後												改 旧 恒									
別才	表第一号	子 無	線工学									別表第	5一号	無線工学								
	[1 略]												同左									
2	2 海上資格(第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二																			5士、第二		
_ I <del> </del>	級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士) (注 4)													殊無線技士、								
授	業科目	及び	内容の分	類(資格)	別専門科	養成課	怪別の授業	美の要否)	及び程度	(注3)		授	業科目及	び内容の分	·類(資格別	専門科	養成課	程別の授	受業の要?	5及び程	度(注3	)
目	)						T		ı	1	ı	目)						ı	1			
<u> </u>						第三	第四	第一	第二	第三	レー		1				第三	第四	第一	第二	第三	レー
	受 授	_			1	級海	級 海	級 海	級 海	級 海	ダー	授		r	•		級海	級海	級海	級海	級海	ダー
	본 内 3	_	授業内	授業内	授業内	上無	上無	上特	上特	上特	級 海	業	内容	授業内	授業内	授業内	上無	上無	上特	上特	上特	級海
禾			容の要	容の詳	容の区	線通	線通	殊 無	殊 無	殊 無	上特	科		容の要	容の詳	容の区	線通	線通	殊無	殊 無	殊無	上特
F	1		旨	細	分(注	信士	信士	線 技	線 技	線技	殊 無	目		山	細	分(注	信士	信士	線技	線技	線技	殊 無
					2)			士	士	士	線技					2 )			士	士	士	線技
<u> </u>											士											士
- 11	無無		船舶通	施行規	概要	[略	[略	[略	[略	[略		無	無線	船舶通	施行規	概要	[同	[同	[同	[同	[同	
	泉 通 1		信のた	則第28								線	通信	信のた	則第28		左]	左]	左]	左]	左]	
- 11	上 装 1		めの無	条に定	取扱方	[略	[略	[略	[略	[略		工	装置	めの無	条に定	取扱方	[同	[同	[同	[同	[同	
1	2		線通信	める送	法	]	]	]				学		線通信	める送	法	左]	左]	左]	左]	左]	
			装置	信設備										装置	信設備							
				及び受											及び受							
				信設備											信設備							
				(DSC)											(DSC 、							
				NAVTEX											NAVTEX							
				` EPIRB											EPIRB、							
															-							
				、 <u>ファ</u> クシミ											<u>ファク</u>							
				<u>グンミ</u> リ、											<u>シミ</u> リ、							
				AIS,											NBDP 、							
				SSAS,											AIS							
				VDR 及											SSAS 、							
				び双方											VDR 及							
				向無線											び双方							
				電											向無線							
				話)、											電							
				DSB 、											話)、							
				SSB 、											DSB 、							

			FM送受 信装 置、 ECDIS 及び NBDP											SSB 、 FM 送 受 信装置 及び ECDIS							
		[略]	[略]	[略]	[略		[略						[同	[同	[同 +1	[同 +1		[同			
	E más	Г m 4x ¬		E más 3		F m/s		□ m/s	F m/m	E m/s			左]	左]	左]	左]		左]			
	[ 略	[略]	[略]	[略]	[略	[略	[略	[ 略	[略	[ 略		[同	[同	[同	[同	[同	[同	[同	[同	[同	[同
						J	J		J	J		左]	左]	左]	左]	左]	左]	左]	左]	左]	左]
[	[3~5 略]									[ 3	$\sim 5$	司左 ]									
備老																					

## ○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

(下線又は破線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前							
別表1 (第3条関係)	別表1(第3条関係)							
[1・2 略]	[1・2 同左]							
3 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表(以下「地域周波数利用計画策定基準一覧表」と	3 [同左]							
いう。)								
別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表	別表 [同左]							
[略]	[略]]							
[第1号・第2号 略]	[第1号~第2号 同左]							
第 3 号 海岸局、船舶局等	第3号 海岸局、船舶局等							
[1 略]	[1 同左]							
2 船舶局	2 [同左]							
[ (1) 略]	[(1) 同左]							
(2) 漁業用船舶局以外の船舶局	(2) [同左]							

[ア 略]

イ 短波帯 (27MHz帯 (26.1MHzを超え28MHz以下)を除く。)

[表略]

付表A 無線電信

[A-1·A-2 略]

A-3 狭帯域直接印刷電信 (NBDP) 用

(A) 一般用 周波数帯別呼出通信周波数(kHz)

		4MHz帯			6MHz帯			8MHz帯	
	チャネ	ル番号4001	l∼4019	チャネル番号6001~6034			チャネル番号8001~8040		
	チャネ	送信	受信	チャネ	送信	受信	チャネ	送信	受信
	ル番号			ル番号		_	ル番号		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
						1			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
j							[略]	[略]	[略]
ij							i		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

12MHz帯		16MHz帯			18MHz帯			
チャネル	▶番号12001	<b>1</b> ∼12156	チャネル番号16001~16193			チャネル番号18001~18045		
チャネ	送信	受信	チャネ	送信	受信	チャネ	送信	受信
ル番号			ル番号			ル番号		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[ア 同左]

イ [同左]

[表同左]

付表A [同左]

[A-1・A-2 同左]]

A-3 狭帯域直接印刷電信 (NBDP) 用

(A) [同左]

	[同左]			[同左]			[同左]	
 [同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]]_	]
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	8001	8376. 5	8376. 5
]	]	]	]	]	]		*1	*1
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]	]
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]	]
4011	4177. 5	4177. 5	6011	6268*1	6268*1	[同左	[同左	[同左
<u>l</u>	*1	*1	]			<b>_i</b> ]	]	]
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]	]

[同左]		[同左]			[同左]			
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]	]
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左

					L			
[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		19691	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略 ]	[略]	[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	22MHz帯		25MHz帯				
チャネ	ネル番号22001~	22135	チャネル番号25001~25040				
チャネル番	送信	受信	チャネル番	送信	受信		
号			号				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

備考 [略]

\*1 削除

[\*2~\*6 略]

[(B) 略]

付録B 無線電話

[B-1~B-3 略]

[ウ~エ 略]

]	]	]	]	]	<u> </u>	]	]	]
[同左	[同左	[同左	16024	16695 *	16695 *	[同左	[同左	[同左
]	]	]		1	1	]	]	]
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]	]
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左		19691 <u>*</u>	
]	]	]	]	]	]		1	
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	_]	]	]	]	]	]	]
12087	12520 *	12520 *	[同左	[同左	[同左			
1	1	1	]	]	]			
[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左
]	]	]	]	]	]	]	]	]

	[同左]		[同左]				
チャネル 番号	送信	受信	チャネル番     送信     受信       号				
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]		

備考 [同左]

\*1 この周波数は、狭帯域直接印刷電信により遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に使用する。

[\*2~\*6 同左]

[(B) 同左]

付録B 無線電話

[B-1~B-3 同左]

[ウ~エ 同左]

#### 才 極超短波帯以上 [才 同左] (ア) 船上通信設備用 [(ア) 同左] 周波数 電波の 占有周 最大空 用途 使用区域 備考 周波数 占有周 最大空 用途 使用区域 備考 電波の 型式 中線電 型式 中線電 (MHz)波数带 波数帯 (MHz) 幅の許 力 (W) 幅の許 力 (W) 容値 容値 (kHz) (kHz) 二周波単信方式又 二周波単信方式又 457. 515625MH F1D, F1 5.8 2 全海域 457. 515625MHz F1D, F1E 5.8 2 全海域 zから457.584 は半複信方式の場 から457. 584375 は半複信方式の場 合は、<u>付表(1)</u>によ 375MHzまでの MHzまでの6.25k 合は、<u>付表</u>による 6.25kHz間隔 る。 Hz間隔の12波 の12波 457.525MHzカュ 11.5 二周波単信方式又 6457.575MHz は半複信方式の場 合は、付表 までの12.5kH z間隔の5波 (2)による。 [略] [同左] 二周波単信方式又 二周波単信方式又 467.515625MH F1D, F1 5.8 467.515625MHz F1D, F1E 5.8 zから467.584 は半複信方式の場 から467. 584375 は半複信方式の場 Е 合は、付表 合は、付表による 375MHzまでの MHzまでの6.25k 6. 25kHz間隔 (1)による。 Hz間隔の12波 の12波 467. 525MHzカュ <u>11. 5</u> 二周波単信方式又 は半複信方式の場 5467.575MHz までの12.5kH 合は、付表 z間隔の5波 (2)による。 [略] [同左]

[注 略] ! 付表(1) 船上レピータ (MHz) 移動機 (MHz) 457. 515625 457. 515625 467.515625457. 521875 457. 521875 467.521875457. 528125 457. 528125 467.528125457. 534375 457. 534375 467.534375 457.540625457.540625467.540625 467.546875 457.546875 457.546875 457. 553125 457. 553125 467.553125 457. 559375 457. 559375 467.559375 457.565625 457.565625 467.565625 457.571825457.571825467.571825

### 付表(2)

457. 528125

457. 583475

船上レピータ(MHz)	移動機(MHz)	
457. 5250MHz	457. 5250MHz	467.5250MHz
457.5375MHz	457. 5375MHz	467.5375MHz
457.5500MHz	457. 5500MHz	467.5500MHz
457. 5625MHz	457. 5625MHz	467.5625MHz
457.5750MHz	457.5750MHz	467.5750MHz

457. 528125

457.583475

467.528125

467.583475

### (イ) レーダー用

周波数	電波の型式	占有周	最大空	用途	使用区	備考
(MHz		波数帯	中線電		域	
)		幅の許	力(kW)			
		容値				

## [注 同左]

### 付表

船上レピーター (MHz)	移動機(MHz)
457. 515625	467. 515625
457. 521875	467. 521875
457. 528125	467. 528125
457. 534375	467. 534375
457. 540625	467. 540625
457. 546875	467. 546875
457. 553125	467. 553125
457. 559375	467. 559375
457. 565625	467. 565625
457. 571825	467. 571825
457. 528125	467. 528125
457. 583475	467. 583475

[新設]

### (イ) レーダー用

周波数	電波の型式	占有周	最大空中	用	使用区	備考
(MHz		波数帯	線電力	途	域	
)		幅の許	(kW)			
		容値				

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
Ī	9400	PON, QON, VON	700 (W)	<i>II</i>	注2、注3
į	JJ	II	 170 (W)	 "	注4、注5
	JJ		200 (mW)	"	<u>注6</u>
	JJ	F3N, Q0N	JJ	"	IJ
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[備考 略]

注

[1~3 略]

- 4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る
- 5 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVONとすること。
- 6 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式 (間欠的連続波方式を除く)により送信するものに限る。

「(ウ)~(カ) 略]

(3) 漁業用船舶局

[ア 略]

イ 短波帯(27MHz帯(26.1MHzを超え28MHz以下)を除く。)

[表略]

付表A 無線電信

[A-1~A-4 略]

A-4 狭帯域直接印刷電信(NBDP)用

	[同左 ]	[同左]		[同左]	[同左 ]	[同左]
	9400	PON, QON, VON		700 (W)	 "	注2、注3
٦				200 (mW)	 "	<u>注4</u>
	"	F3N, Q0N		"	"	II
	[同左	[同左]	[同左	[同左]	[同左	[同左]
	]		]		]	

[備考 同左]

注

[1~3 同左]

「新設]

[新設]

4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[(ウ)~(カ) 同左]

(3) 漁業用船舶局

[ア 同左]

イ 短波帯(27MHz帯(26.1MHzを超え28MHz以下)を除く。)

[表同左]

付表A 無線電信

[A-1~A-3 同左]

A-4 狭帯域直接印刷電信(NBDP)用

(A)	[略]									(A)	[同左]							
(B)	全国陸船	間 周波数	帯別呼出周	波数(kHz)						[(B)	同左]							
チャネ	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信		チャネ	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信
ル番号										ル番号								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左]
		<u> </u>	<u> </u>						_	]	]	]	]	]	]	]	]	
<u> </u>			6269. 5	6320. 5	8379. 5	8419. 5	12487.	12590	! !	_			6269. 5	6320. 5	8379. 5	8419. 5	12487.	12590
į			* 1		* 1		5*1		!				*1		*1		5*1	
	16688.	16812	18883*	19693.	22327*	22419*	25178*	26106*3			16688.	16812	18883*	19693.	22327*	22419*	25178*	26106*3
	5*1		1 * 3	5*3	1 * 3	3	1 * 3				5*1		1 * 3	5*3	1 * 3	3	1 * 3	
1									il.	_	4177.5	4177. 5	6268*2	6268*2	8376. 5	8376. 5	12520*	12520*2
}									i		*2	*2			*2	*2	2	
}									I I		16695*	16695						
<u></u>									1		2							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左	[同左]
										]	]	]	]	]	]	]	]	
#   「	]								偱	諸 [同左	三]							
[*1 略]										*1 同左	[]							
<b>k</b> 2 <u>削除</u>									*	:2 <u>この周</u>	波数は、独	夹带域直接	印刷電信に	より遭難迫	通信、緊急	通信及び多	そ全通信を	行う場合に例
										<u>する。</u>								
[*3 略]										*3 同左	[]							
寸表B 無網	東電話								<b>作</b>	├表B 無線	電話							
[略]										同左]								
[ウ~カー	略]									ウ~カ 「	司左]							
[3・4 略]	]									3・4 同差	Ē]							
船上通信	言局 .			•		1		-		5 同左]	,							
周波数		電波の	占有周	最大空	用途	使用区	☑ 備≉	夸		周波数		電波	占有周	最大空	用途	使用国	区域 備	考

	(MHz)	型式	波数帯 幅の許 容値	中線電力(W)	域		
			(kHz)				
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		•
	457. 515625MHz から457. 58437 5MHzまでの6. 2	F1D, F1E	5. 8	2	 n	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、 <u>付表</u>	
	5kHz間隔の12 波					<u>(1)</u> による。	1
	457.525MHzか ら457.575MHz までの12.5kH z間隔の5波	J)	11.5	II	n	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、付表 (2)による。	
-	<b></b> [略]				 		t'
	467. 515625MH zから467. 5843 75MHzまでの6. 25kHz間隔の12 波	F1D, F1E	5.8	"	"	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、 <u>付表</u> (1)による。	
	467. 525MHzか ら467. 575MHz までの12. 5kHz 間隔の5波	"	11.5	"	"	二周波単信方式 又は半複信方式 の場合は、付表 (2)による。	

	(MHz)	型式	波数帯 幅の許 容値 (kHz)	中線電力(W)	域		
	[同左]	[同左	[同左]	[同左 ]	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左 ]	[同左]	[同左 ]	[同左]		
	457. 515625MHz から457. 584375 MHzまでの6. 25k Hz間隔の12波	FID, FIE	5. 8	2	ıı	二周波単信方 式又は半複信 方式の場合は 、 <u>付表</u> による。	
_	[同左]	<del>'</del>			 <del></del>	<del></del>	-
	467. 515625MHz から467. 584375 MHzまでの6. 25k Hz間隔の12波	F1D, F1E	5.8	"	II	二周波単信方 式又は半複信 方式の場合は 、 <u>付表</u> による 。	

[略] [同左] [注 略] [注 同左] 付表(1) Ⅰ 付録 船上レピータ (MHz) 移動機 (MHz) 船上レピータ (MHz) 移動機 (MHz) 457. 515625 457.515625 467.515625 457. 515625 467.515625 457. 521875 457.521875467. 521875 457. 521875 467. 521875 457. 528125 457. 528125 467. 528125 457. 528125 467. 528125 457. 534375 457.534375467. 534375 457. 534375 467. 534375 467.540625 467.540625 457.540625 457.540625 457.540625 457.546875 457.546875467.546875 457. 546875 467.546875457. 553125 457.553125467. 553125 457. 553125 467.553125467.559375 457. 559375 457. 559375 457. 559375 467. 559375 467. 565625 457. 565625 467.565625457. 565625 457.565625 457.571825 457.571825467.571825 457.571825 467.571825 467. 528125 457. 528125 467. 528125 457. 528125 457. 528125 457. 583475 457.583475467.583475457. 583475 467. 583475 [新設] 付表(2) 船上レピータ (MHz) 移動機 (MHz) 457.5250MHz 457.5250MHz 467.5250MHz 467.5375MHz 457.5375MHz  $457.5375 \mathrm{MHz}$ 457.5500MHz 457.5500MHz 467.5500MHz 457.5625MHz 457.5625MHz 467.5625MHz 457.5750MHz 457.5750MHz 467.5750MHz [第4号 略] [第4号 同左] 第5号 無線航行局 第5号 無線航行局 1 無線航行移動局 1 無線航行移動局 周波数 電波の型式 占有周 最大空 用途 使用 備考 周波数 電波の型式 占有周波 最大空 用 使用 備考

	(MHz )		波数帯 幅の許 容値	中線電 力(kW)	区域	
_	[略]	[略]	[略]	[略]	[略	[略]
1	9400	PON, QON, VON		700 (W)	"	船舶レーダー 用 注2、注3
1 1 1 1	"	II		170 (W)	"	船舶レーダー 用 注4、注5
	"			200 (mW)	"	船舶レーダー 用 <u>注6</u>
	"	F3N, Q0N		"	"	JJ
	[略]	[略]		[略]	[略 ]	[略]

[備考 略]

注

[1~3 略]

- 4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る。
- 5 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVONとすること。
- 6 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式 (間欠的連続波方式を除く)により送信するものに限る。

[2略]

[第6号~第10号 略]

	(MHz)		数帯幅の 許容値	中線電力(kW)	途	区域	
	[同左 ]	[同左]	[同左]	[同左		[同左	[同左]
	9400	PON, QON, VON		700 (W)		"	船舶レーダー 用 注2、注3
_	"			200 (mW)		"	船舶レーダー用 <u>注4</u>
	"	F3N, Q0N		"		"	II .
	[同左 ]	[同左]	[同左]	[同左 ]		[同左 ]	[同左]

[備考 同左]

注

[1~3 同左]

[新設]

[新設]

4 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[2 同左]

[第6号~第10号 同左]

## 第11号 実験試験局

- [1 略]
- 2 特定実験試験局以外の実験試験局
- (1) 教育用及び展示用実験試験局

周波数	電波の型式	占有周	最大空中線	用途	使用	備考	
		波数帯	電力		区域		
		幅の許 容値	(W)				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略	[昭各]	
 9400	PON, QON, VON		700	II	11	設備規則第48条に 定める無線設備を 使用するものに限 る。 注5、注28、 注32、注38	
 "	II		170	11	"	設備規則第48条に 定める無線設備を 使用するものに限 る。 注5、注32、 注41、注42	
IJ			200 (mW)	II	11	設備規則第48条に 定める無線設備を 使用するものに限 る。 注5、注32、 注39	
IJ	F3N, Q0N		11		IJ	IJ	

## 第11号 実験試験局

- [1 同左]
- 2 特定実験試験局以外の実験試験局
- (1) 教育用及び展示用実験試験局

	I	T			I	
周波数	電波の型式	占有周	最大空中線	用途	使用	備考
		波数帯	電力		区域	
		幅の許	(W)			
		容値				
[同左]	[同左]	[同左	[同左]	[同左	[同左	[同左]
		]		]	]	
9400	PON, QON,		700 (W)	<i>11</i>	<i>II</i>	設備規則第48条
	VON					に定める無線設
						備を使用するも
						のに限る。 注5
						、注28、注32、注
						38
"			200 (mW)	"	"	設備規則第48条
						に定める無線設
						備を使用するも
						のに限る。 注5
						、注32、注39
]]	F3N, Q0N		"		<i>]]</i>	JJ

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注

[1~38 略]

39 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式 (間欠的連続波方式を除く)により送信するものに限る。

[40 略]

- 41 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る。
- 42 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVONとすること。
- (2) 電波伝搬試験用及び無線機器製造事業用実験試験局

	周波数	電波の型式	占有周	最大空中	用途	使用区	備考	
	(MHz)		波数帯	線電力		域		
			幅の許	(W)				
			容値					
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
								,
!	9400	PON, QON, VON		700	"	"	設備規則第48条に	li
i							定める無線設備を	Î
i							使用するものに限	1
İ							る。 注10、注52、	I
1							注60、注69	I
1								1

[同左]	[同左]	[同左	[同左]	[同左	[同左	[同左]
		]		]	]	

注

[1~38 同左]

39 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[40 同左]

[新設]

「新設]

(2) 電波伝搬試験用及び無線機器製造事業用実験試験局

	周波数	電波の型式	占有周	最大空	用途	使用区	備考	
	$(\mathrm{MHz})$		波数帯	中線電		域		
			幅の許	力(W)				
			容値					
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左	[同左	[同左]	[同左]	
				]	]			
	9400	PON, QON, VON		700	"	"	設備規則第48条	ļ
<u>.</u>							に定める無線設	ŀ
i							備を使用するも	1
1							のに限る。 注	1
							10、注52、注60、	ŀ
ŀ							注69	¦.

 "	"		170	II	"	設備規則第48条に 定める無線設備を 使用するものに限 る。 注10、注60、 注74、注75
II			200 (mW)		II	設備規則第48条に 定める無線設備を 使用するものに限 る。 注10、注60、 注70
"	F3N, Q0N		"		11	II .
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注

[1~69 略]

70 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であって、連続波方式 \_(間欠的連続波方式を除く)により送信するものに限る。

「71~73 略]

- 74 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、電波の型式が、PON、QON又はVONのものに限る。
- 75 電波の型式がPON及びQONの同一周波数ポイントで発射される場合の電波の型式はVON電波とすること。

[(3) 略]

[第12号~第19号 略]

[別表2~3 略]

11			200 (mW	"	"	設備規則第48条
			)			に定める無線設
						備を使用するも
						のに限る。 注
						10、注60、注70
"	F3N, Q0N		II.		"	II .
[同左]	[同左]	[同左]	[同左	[同左	[同左]	[同左]
			]	]		

注

[1~69 同左]

70 設備規則第48条第3項に規定するレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。

[71~73 同左]

[新設]

[新設]

[(3) 同左]

[第12号~第19号 同左]

[別表2~3 同左]

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

「第1~第6略]

第7 船舶局

「1~11 略]

- 12 法第34条の義務船舶局等
  - (1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備え無ければならない機器に変えることができるものは、次のとおりとする。

「ア・イ 略]

- ウ 施行規則第28条第1項第3号(1)の(三)の無線設備を備える船舶地球局については 第13の船舶地球局の審査基準によること。
- エ 施行規則第28条第2項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器(以下「一般通信設備」という。)の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあっては当該人工衛星局)の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。「(ア) ~ (オ) 略
- 才 施行規則第28条第1項第3号(1)の(二)に規定する中短波帯の無線設備は、施行規則第28条の5第1項第三号により中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。)を備え、施行規則第28条第7項に規定するインマルサット人工衛星局の通信圏の範囲内であり、船舶安全法第4条第1項の規定により認められる場合は備えることを要しない。

「(2)∼(9) 略]

「第8~第12 略]

第13 船舶地球局

「1~6 略]

7 義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、<u>施行規則第28条第1項第3号(1)の</u> (三)の無線設備、施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備(以下「予備設備」という。)又は施行規則第28条第9項に規定する 別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

「第1~第6 同左]

第7 船舶局

「1~11 同左]

- 12 法第34条の義務船舶局等
  - (1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備え無ければならない機器に変えることができるものは、次のとおりとする。

[ア・イ 同左]

ウ 施行規則第28条<u>第3項の規定により、短波帯の無線設備の代替の船舶地球局については、当該審査基準によるほか、</u>第13の船舶地球局の審査基準によること。

[エ 同左]

[(ア) ~ (オ) 同左]

「新設

「(2)~(9) 同左]

「第8~第12 同左〕

第13 船舶地球局

[1~6 同左]

7 義務船舶局のある船舶に開設される船舶地球局であって、<u>施行規則第28条第7項、第8項及び</u> 第10項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備える船舶地球局の無線設備(以下「 代替設備」という。)、施行規則第28条の5第3項の規定により、予備設備として備えるインマ インマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備の うち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

「(1) 略]

(2) <u>予備設備</u>は、通常操船する場所において、遭難信号を送り又は受けることができるものであること。ただし、小型の船舶等船体構造上当該無線設備を設置することが困難、若しくは船舶の航行に必要な他の設備等の操作に支障を及ぼすおそれがあるなど、その設置が不合理であると認める無線設備については、この限りではない。

「(3) 略]

[8 略]

[別図 略]

[第14~第26 略]

ルサット船舶地球局の無線設備(以下「予備設備」という。)又は施行規則第28条第9項に規定するインマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備のうち、少なくとも一を備えるものについては、以下の基準に適合するものであること。

「(1) 同左]

(2) 代替設備又は予備設備は、通常操船する場所において、遭難信号を送り又は受けることができるものであること。ただし、小型の船舶等船体構造上当該無線設備を設置することが困難、若しくは船舶の航行に必要な他の設備等の操作に支障を及ぼすおそれがあるなど、その設置が不合理であると認める無線設備については、この限りではない。

「(3) 同左]

[8 同左]

「別図 同左]

[第14~第26 同左]

附則

この訓令は、令和七年一月一日から施行する。